

# おだわら みどりの創生プラン

小田原市緑の基本計画

増補版

いのち・暮らし・なりわいを支える  
持続可能なみどりをめざして



## 守る 創る 育てる



みどりは、人々の暮らしを支えるばかりでなく、安全・安心な環境をつくり、  
いのちを守る役割も担っています。

また、本市固有の多様なみどりは、長い歴史とみどりを資源とするなりわいとともに形づくられています。

これらのみどりを、持続可能な資源として次世代に継承していくため、  
行政、市民、企業等が一体となってみどりを守り創り育てることを基本理念とします。

令和3年3月改訂  
小田原市

## 小田原市緑の基本計画改訂増補版

## はじめに

本市はこれまで、平成8年3月に策定した小田原市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）に基づき緑の保全・創出・啓発・都市公園の整備等を進めてきました。そして、「緑の基本計画」策定から20年が経過する中、平成28年3月に、都市公園や身近な緑をめぐる市民意識・要望の変遷、生活空間に近いところでの更なる緑化推進のニーズの高まり、小田原の豊かな自然環境を更に育てる必要性、さらには交流人口の拡大に花や緑が果たす役割の重要性などを鑑み、大幅な計画の改訂を行いました。

改訂後は、「いのち・暮らし・なりわいを支える持続可能なみどりをめざして」を基本理念として掲げ、緑の保全・整備・啓発などに係る様々な施策を推進してまいりました。

緑の基本計画改訂後、5年が経過した中で、まちづくりに当たっては、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースに、景観、環境、防災、体験・学習・交流、にぎわい等の多面的な機能の役割が求められていること、公園ストックの老朽化・魅力の低下や公共空間の有効活用の要請など、公園の質的向上が課題となっていることなどが挙げられます。

また、人口減少、超高齢社会、気候変動、農地の遊休地化、さらには、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大など、緑を取り巻く社会背景も大きく変化しており、多様化する公園や緑に対するニーズに応えていくには、行政による取り組みだけでは限界があります。これからは、官民の連携を深めながら、公園や緑地を適正に管理・運営し続けていくための体制の構築や、的確な情報発信などに加え、新生活様式への対応も含め、新しい魅力を創出していく仕組みを築いていくことが求められています。

国においても、都市の緑の機能に対する社会的要請が高まっていること、都市公園等の量的拡大の中で質の低下が見られること、その一方で人口減少、少子高齢化社会を迎え、財政制約や行政における人的資源には限界があること、企業や市民の意識の高まりのもと民有地の緑化等が進んでいることなどを背景に、これから緑をより質の高いものとするためには、ストック活用、官民連携を進めること、併せて、農と調和したまちづくりを進めることが重要という観点から、平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されました。

一方、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取り組みを推進することが盛り込まれました。グリーンインフラの取り組みを通じて、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用し、防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献など持続可能な地域社会の形成を進めることが重要とされました。

今後も、市民や事業者の皆様とより一層連携し、「緑の基本計画」の基本理念の実現に向けて取り組んでまいります。

## 目次

### 1 小田原市緑の基本計画改訂の趣旨

- 1-1. 改訂の理由----- p 1
- 1-2. 改訂の基本方針----- p 1
- 1-3. 今回の改訂スケジュール----- p 2

### 2 第6章「みどりの推進施策」に係る改訂

- 2-1. 緑の基本計画改訂後の施策の実績一覧----- p 3
- 2-2. 緑の基本計画改訂後の事業内容の変更一覧----- p 18
- 2-3. みどりの重点施策に対する数値目標の修正----- p 28

### 3 第7章「地域別計画」に係る改訂

- 3-1. 第6章の変更に伴う修正及び追記----- p 30
- 3-2. 片浦地域の主な事業・取り組み----- p 31
- 3-3. 中央地域の主な事業・取り組み----- p 32
- 3-4. 富水・桜井地域の主な事業・取り組み----- p 33
- 3-5. 川東北部地域の主な事業・取り組み----- p 34
- 3-6. 川東南部地域の主な事業・取り組み----- p 35
- 3-7. 橋地域の主な事業・取り組み----- p 36

### 4 制度改正に伴う「生産緑地地区」の記載事項の追加

- 4-1. 都市農地の保全----- p 37
- 4-2. 生産緑地地区の基本的方針----- p 38

### 5 「グリーンインフラ」に関する記述の追加

- 5-1. グリーンインフラとは----- p 39
- 5-2. グリーンインフラの動向----- p 41

# 1 小田原市緑の基本計画改訂の趣旨

## 1-1. 改訂の理由

小田原市では、平成8年3月に「緑の基本計画」を策定し、平成28年3月には、本市を取り巻く社会情勢の変化、法改正、市民ニーズの多様化などを踏まえ、本市の将来の緑のあるべき姿を明らかにするとともに、市民、企業、行政などが一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくため、大幅な計画の改訂を行いました。

平成28年3月の改訂から、5年が経過し、地球温暖化の進行、地震、台風などへの防災・減災対応、全国的な社会情勢として、人口減少社会の到来、超高齢化社会の進展などの変化とともに、生物多様性の保全や緑を取り巻く環境の変化など、市を取り巻く状況は刻々と変化してきています。

このような中、平成28年の緑の基本計画改訂後の施策の取り組みを実績の形で整理するとともに、関連計画との時点修正を行うこととしました。

平成29年6月の都市緑地法等の一部改正、本計画全体の施策の進捗状況の確認や本市の上位計画である「おだわら TRY プラン(第5次小田原市総合計画)後期基本計画」の策定及び「小田原市環境基本計画」等の関連計画が改訂されており、このため、「小田原市みどりの審議会」において審議を経て、「小田原市緑の基本計画改訂版」を策定することといたしました。

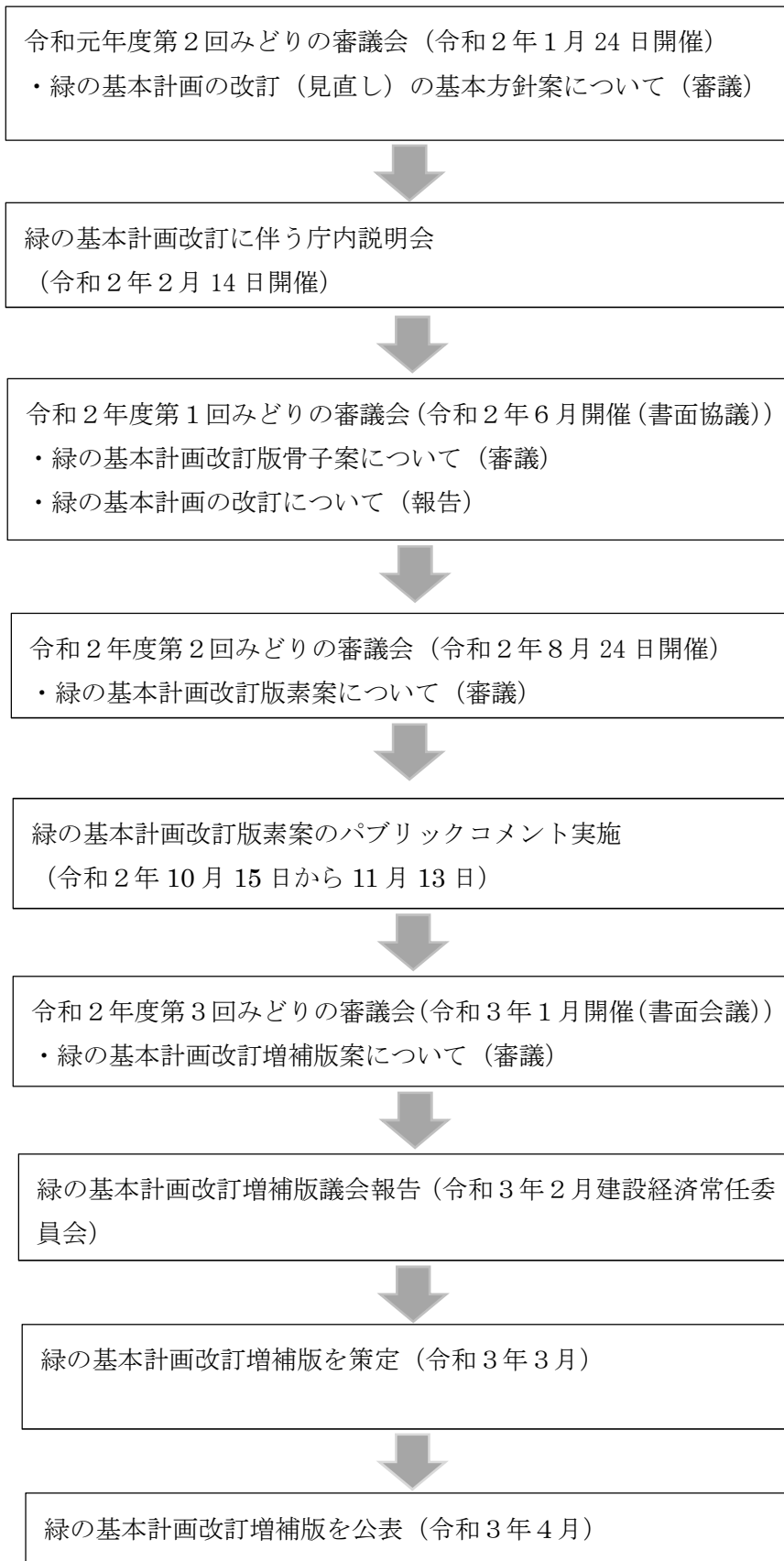
## 1-2. 改訂の基本方針

今回の改訂では、平成28年3月版の緑の基本計画の施策の進展状況を確認するとともに、関連法令の改正・関連計画の改訂に伴う現行計画の内容変更及び課題の整理を行う一部改訂とします。

計画書の改訂版は、別冊（増補版）として作成し、施策の進展状況を確認するため、第6章「みどりの推進施策」、第7章「地域別計画」の時点修正を行うものとします。

このことについては、小田原市みどりの審議会規則（平成29年3月31日 規則第7号）に基づいて設置された「小田原市みどりの審議会」に諮り了承を得て、市として決定しました。

### 1-3. 今回の改訂スケジュール



## 2 第6章「みどりの推進施策」に係る改訂

### 2-1. 緑の基本計画改訂後の実績一覧

小田原市における、緑の基本計画の改訂(平成28年4月)から令和2年度末までの5年間の緑化施策の内容及び実績は次のとおりです。

| 施策名                               | 事業内容                         | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号      |
|-----------------------------------|------------------------------|--|-----------|
| 基本方針1 森・里・海のみどりと「つなぐみどり」を未来に継承します |                              |  |           |
| 1-1                               | 「まちを取り巻くみどり」(森・里・海)を守り継承します。 |  |           |
| 1-1                               | (1)まちを取り巻くみどり『森』の保全・活用       |  |           |
| 1-1                               | (1)法・条例に基づく地域指定による森林等の保全・活用  |  |           |
| 1-1                               | (1)ア)自然公園の指定と利用              | ・「自然公園法」に基づき、本市西側山地の市境付近763haは自然公園(富士箱根伊豆国立公園)に指定されています。区域全域が風致を維持するために工作物の新增改築、動植物の捕獲・殺傷や植物の植栽・播種などさまざまな行為が規制される「特別地域」で、一定の行為に対しては国の許可が必要です。<br>・引き続き、神奈川県と連携して適正な保護と利用を図ります。   | 1         |
| 1-1                               | (1)イ)県自然環境保全地域の指定            | ・自然公園に隣接する区域1,101.6haは、神奈川県「自然環境保全条例」に基づき、自然環境を保全することがとくに必要なものとして知事が指定する自然環境保全地域となっています。市域内は「普通地域」ですが、条例に規定する一定の行為について届出が必要です。<br>・引き続き、神奈川県と連携して適正な保護と利用を図ります。  | 2         |
| 1-1                               | (1)ウ)保安林制度の適正な運用             | ・森林法に基づき、西部の山地と東部の丘陵に、水源涵養、災害防備(土砂流出防備・土砂崩壊防備・干害防備)、風致保安などの公益目的のために指定される保安林があります。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、民有林における一定の行為については県知事の許可または届出が必要です。<br>・引き続き、神奈川県と連携して、保安林制度を適正に運用し、指定目的の達成に努めます。   | 3         |
| 1-1                               | (1)エ)森林計画制度の適正な運用            | ・「森林法」に基づき、(県内の森林整備及び保全の基本的事項について県が定める)地域森林計画で対象とされている民有林(国が所有する国有林以外の森林)4,208haについて、小田原市森林整備計画では、伐採、造林、保育等の森林整備の規範となる基本的事項等を定めています。地域森林計画対象民有林(保安林以外)で行う場合には市への事前の届出が義務づけられるなど、市による森林状況の把握と必要により指導が行われ、また、森林において面積が1haを超える開発行為等を行う場合は、森林の有する公益的機能を阻害しないよう県の林地開発許可が必要です。<br>・引き続き、神奈川県と連携して、民有林における適正な保全と利用の推進を図ります。   | 4         |
| 1-1                               | (1)オ)風致地区の適正な運用              | ・本市南西部、江之浦地区の一部に広がる森林はみどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新增改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。<br>・引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。   | 5         |
| 1-1                               | (2)市民等との協働による森林の保全・活用        |  |           |
| 1-1                               | (2)ア)県水源の森林づくり事業の推進          | ・森林は、木材価格の低迷等から林業経営が難しくなり、手入れの行き届かない森林が増え、水源涵養機能をはじめとした公益的機能の低下が懸念される状況になっており、緊急の対策が必要となっています。<br>・そこで、神奈川県では、水源地域の森林を健全で活力ある状態に保ち、次世代に引き継いでいくために、公的な管理や支援により流域を単位とした面的・集中的な森林整備が図られるように、平成9年度から水源の森林エリアを設定し、「水源の森林づくり」に取り組んでいます。水源の森林づくり事業では5つの手法(協力協約、長期施業受委託、水源協定林、水源分収林、買取り)を行っています。<br>・引き続き、神奈川県と連携して、水源の森林づくり事業の推進を図ります。  | 6         |
| 1-1                               | (2)イ)水源環境の保全・再生(地域水源林整備事業)   | ・本市では神奈川県からの補助金を活用し、計画的、主体的に森林の荒廃に歯止めを掛け、水源涵養など公益的機能を高度に発揮する森林をめざす地域水源林整備事業を実施しています。<br>・片浦・早川・大窪地域等は、地域の水源環境の保全・再生上重要な森林があることから、「小田原市森林整備計画書 平成25年4月1日～平成35年3月31日」に基づき、森林所有者や地元生産者組合等と連携を図り、その保全・再生について、推進を図ります。  | 7         |
| 1-1                               | (2)ウ)県森林再生パートナー制度の推進         | ・神奈川県では、水源の森林づくりに対する企業などの参加協力の仕組みとして、森林再生パートナー制度を実施しています。これは、パートナーとなった企業などが、県の実施する森林整備もしくは森林所有者が実施する森林整備等の費用を負担(寄附)するとともに、県で準備したボランティアフィールドで間伐や枝打ちなどの森林整備をするものです。また、県が指定した森林をネーミングライツ森林として名称を設定することができます。県は、寄附によって進んだ森林整備による標準CO2吸収量を算定し、算定書を発行します。また、県で発行する地図にネーミングライツ森林の位置を表示するとともに、森林ボランティア活動の様子をホームページでPRします。<br>・市内では、鈴廣かまぼこ(株)が久野地区(26.46ha)にネーミングライツ森林を設定しています。<br>・引き続き、神奈川県と連携して、森林づくりの推進を図ります。 | 8         |
| 1-1                               | (2)エ)企業等との協定による森林保全の推進       | ・本市では、企業のCSR活動に対する取り組みを推進するため、企業・共有林の管理に関わる事務組合・市の3者による森林の保全に係る協定を締結し、森林の大切さを学ぶ講座などを開催したり、企業の従業員や家族による間伐や下草刈りなど森林の保全活動を推進しています。<br>・引き続き、企業等へのCSR活動に対する取り組みを支援しながら、森林保全の推進を図ります。   | 97に<br>統合 |

| 施策名                                | 事業内容                     | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))   | 施策番号 |
|------------------------------------|--------------------------|---|------|
| (2) まちを取り巻くみどり『里』の保全・活用            |                          |   |      |
| (1) ①農地制度の適正な運用と農地保全               |                          |   |      |
| 1<br>1<br>1                        | (ア) 農振・農用地区域の指定          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内において農業上の利用を確保すべき土地として指定された農用地区域については、その地域の一体としての農業の振興を図るために農地の転用制限を含む農業の保護措置がとられています。</li> <li>引き続き、「農地法」や「農業振興地域整備計画」に基づき、農業生産基盤の整備および違反転用の防止や遊休農地の解消等、農用地の保全等に努めます。</li> </ul>  | 10   |
| 1<br>1                             | (イ) 耕作放棄地の解消と営農環境の保全     | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な課題として存在する輸入農産物の増加等に伴う農産物価格の長期低迷、生産者の後継者不足、高齢化に伴う労働力の低下等の問題から、本市においては、耕作放棄地が増加する傾向にあります。その対応策として、営農環境を保全するための共同活動や、耕作放棄地を解消させる取り組みの支援を実施します。</li> </ul>   | 11   |
| (2) 農業・農村環境の多面的機能の活用               |                          |   |      |
| 1<br>1                             | (ア) 農業への理解の促進と交流の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、食と農業とのつながりを見つめなおし、農業に対する市民等の理解を深め、市民等と農家との交流によりお互いを学び合える取り組みとして、地域の子もたちとの農業体験や米や梅の収穫体験などを関係団体と連携して実施しています。</li> <li>また、本市の農村が都市と隣接することから、農村の地域資源を活用して片浦地区、早川地区、曾我・下曾我・田島地区では「みかんの木オーナー制度」、下中地区では「たまねぎのオーナー制度」を実施しています。</li> <li>引き続き、関係団体と連携しながら活動を実施します。また、農業者による都市住民との交流事業や小学校と連携した学校農園の取り組みの支援を実施します。</li> </ul>   | 12   |
| (3) まちを取り巻く『海』の保全・活用               |                          |   |      |
| (1) ①法に基づく地域指定による海辺のみどりの保全         |                          |   |      |
| 1<br>1                             | (ア) 風致地区の適正な運用           | <ul style="list-style-type: none"> <li>相模湾に面する海岸の風致を維持するため、前川地区から江之浦地区にかけての海岸沿いは、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新增改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。</li> <li>引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。</li> </ul>   | 13   |
| (2) ②海岸環境の保全・活用                    |                          |   |      |
| 1<br>1                             | (ア) 小田原漁港海岸環境整備事業の促進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>御幸の浜周辺の海岸では、昭和23年から昭和63年の40年間で海岸線の後退が約20mにもおよび、海水浴場の砂浜の減少、海岸背後地の家屋に対する危険性が生じました。このため、平成元年度から小田原漁港海岸環境整備事業に着手し、御幸の浜から山王川にかけての約1.6kmの間に、突堤や人工リーフなどの海岸保全施設の整備を行うとともに、海舌川の飯取水堰に堆積した砂を使って養浜を行っています。</li> <li>また、平成27年3月に小田原海岸を含む「相模灘沿岸海岸保全基本計画」の改定が行われ、小田原漁港海岸の整備の方針として、浜町・本町地区はモニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じ適切な管理を行っています。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観への配慮にも努めていきます。</li> <li>引き続き、神奈川県と連携し、整備の促進を図ります。</li> </ul> | 14   |
| 1<br>1                             | (イ) 小田原地区特定漁港漁場整備事業の促進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は、平成14年に神奈川県が策定した「小田原地区特定漁港漁場整備計画」に基づき、「水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備」、「水産資源の生息環境となる魚場等の積極的な保全、創造」、「水産業の振興を核とした良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興」を目的に掲げ、漁獲物の一次加工や鮮魚、活魚の安定出荷など新たなニーズに対応した供給体制を確立するため、西側に埋立を含む用地造成や臨港道路等の整備が進められており、畜養水産物の陸揚げ作業と加工、流通の効率化を推進します。本市では、交流人口を拡大させることで水産の振興と活性化の拠点としての交流促進施設の整備を進めており、また、多目的広場の整備など、一体的な土地利用が進められております。</li> <li>引き続き、神奈川県と連携し、整備の促進を図ります。</li> </ul>             | 15   |
| (3) ③海岸環境の美化                       |                          |   |      |
| 1<br>1                             | (ア) 海岸美化ボランティア活動等の支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)かながわ海岸美化財団を中心に、自治会やNPO法人等と市民とが一体となり、海岸清掃活動に取り組んでいます。本市は、ボランティア活動用の回収袋の提供や回収物の運搬処分をするなどして、この活動の支援を実施しています。</li> <li>引き続き、これらの海岸美化ボランティア活動等の支援を実施します。</li> </ul>   | 16   |
| 1-2 郊外に立地する大規模な都市公園や緑地、里山を守り継承します。 |                          |   |      |
| (1) まちを取り巻くみどりの拠点育成                |                          |   |      |
| (1) ①法に基づく地域指定による自然環境の保全・活用        |                          |   |      |
| 1<br>2                             | (ア) 石垣山一夜城の保全管理・適切な活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>富士箱根伊豆国立公園区域内に位置する当公園は、16世紀末の本格的な総石垣造りの山城で、小田原城と並ぶ本市の貴重な遺跡であり、国指定史跡「石垣山」に指定されています。市街地を一望のうちに収める眺望の地ともなっています。</li> <li>引き続き、自然公園および史跡としての保全管理と適切な活用の推進を図ります。</li> </ul>   | 17   |
| (2) ②森林の総合利用                       |                          |   |      |
| 1<br>2                             | (ア) いこいの森の保全・活用の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>いこいの森は、森林の持つ機能や役割についての理解を深めるとともに、森の中の休養、体験学習、交流の場を提供しています。</li> <li>引き続き、小田原こどもの森公園わんぱくランドなど、周辺の公共施設や小中学校を中心とした教育機関、地域の林業関係者等との連携を図り、森とのふれあい施設として、保全と活用の推進を図ります。</li> </ul>  | 18   |



| 施策名                     | 事業内容   | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号 |
|-------------------------|--|--|------|
| (3)大規模な都市公園*の再整備        |  |  |      |
| 1<br>2<br>1<br>2        | ア)小田原こどもの森公園わんぱくらんど・小田原フラワーガーデン・上府中公園などの再整備の推進<br>・市内の大規模な都市公園のほとんどは、市街化区域の縁辺部に位置しています。このうち、小田原こどもの森公園わんぱくらんどが開設後15年、羽根尾史跡公園が開設後13年と比較的近年整備されたものですが、その他の総合公園はいずれも、開設から20年以上経過しています。<br>・小田原こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園・小田原フラワーガーデン・上府中公園の4公園は、老朽化した公園施設の改修に加え、社会背景の変化を反映した新たな市民ニーズへの対応、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるためのインフラの長寿命化、利用者サービスの高度化など、さまざまな課題を抱えています。また、市を代表する都市のみどりの拠点として、市民により親しまれる公園とするともに、観光資源として各公園の特性を生かす取り組みが必要となっています。<br>・安全・快適に利用できる公園空間の提供に向け、良好なみどりの環境の保全・活用について、今後の整備や管理運営の方向を定め、これに基づき計画的な再整備に取り組みます。 | ○平成30年度<br>わんぱくらんどの駐車料金を改定し、増収益分の一部トイレの洋式化、建物の塗装、小田原城アドベンチャー周辺の滑り止めマットの交換等のリニューアル工事を実施。<br>○令和元年度<br>各公園の施設を計画的に更新を実施するため、公園施設の長寿命化計画の改定を行った。<br>わんぱくらんどのリニューアル工事を実施(トイレの洋式化、放送設備修繕、滑り止めマットの交換)  | 19   |
| 1<br>2                  | イ)羽根尾史跡公園の利用促進と再整備<br>・羽根尾地区を含む旧橋地区には160基以上の横穴墓(よこあなぼ)が確認されており、久野諏訪/原丘陵の久野古墳群とともに、小田原地域の古墳文化を今に伝える貴重な遺跡として、その一部は市の史跡として保存されています。公園内には、6世紀後半の古墳時代後期から8世紀の奈良時代までおよぶ、横穴墓29基が現存しています。この公園は、上の四阿(あずまや)から相模湾を一望でき、天気の良い日には遠く房総半島も見渡すことができる丘陵地に位置していることから、説明板の設置やパンフレットの作成などにより、利用促進に取り組んでいます。<br>・引き続き、羽根尾地区の古墳文化を学ぶ拠点として、利用の促進を図りながら、さらなる利用者の増加を目指して再整備に取り組みます。   | ○身近な公園プロデュース団体と協働で東側広場周辺部の樹木整理を実施。   | 20   |
| (4)県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進 |  |  |      |
| 1<br>2                  | ア)県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進<br>・県立おだわら諏訪の原公園は、「ふるさとふれあい公園」をテーマに、里山の自然や生活文化とのふれあいを通じて、遊びながら「学ぶ」、「発見する」喜びを体験できる公園を目指しています。園内には、足柄平野が一望できる「展望広場」、開放感あふれる芝生の「多目的広場」、太陽光発電や屋上緑化を取り入れた環境共生型の「パークセンター」、県立都市公園最長(169m)の「ローラー滑り台」などがあり、平成27年4月時点で約154haが開園しています。<br>・同公園と小田原フラワーガーデンとが隣接する立地を活かした市民サービスの向上が図られるよう、神奈川県と連携し、整備事業の促進を図ります。   | ○平成29年度<br>小田原フラワーガーデンとの連絡通路にある門扉の改修や周辺の樹木整理を実施。<br>○平成30年度<br>県市合同でスタンプラリーによるウォーキングイベントを開催。(参加人数285名(大人143名 子供142名))<br>○令和元年度<br>参加人数260名(大人142名 子供118名)<br>○令和2年度<br>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。   | 21   |
| (5)曾我の梅林の保全・活用          |  |  |      |
| 1<br>2                  | ア)梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援<br>・本市で開催されている梅まつりの時期には、市内行事としては最多の約40万人の集客があり、その中心地的な観梅の場が「曾我の梅林」となっています。<br>・引き続き、かながわブランド農産物に指定されている梅の栽培と梅まつり等のイベント開催の支援を実施します。   | ○小田原十郎梅及びロゴマークと、しおり、梅酢の料理レシピ本を製作。<br>○梅の栽培講習会や、梅まつり等のイベント開催を支援。  | 22   |
| (2)まちを取り巻くみどりの保全・再生     |  |  |      |
| (2)①市民等との協働による保全・再生     |  |  |      |
| 1<br>2                  | ア)環境再生プロジェクトの推進<br>・本プロジェクトは、市民の身近な環境(環境美化活動、緑化活動、里地里山や生態系の保存など)を市民との協働で進めるためのプロジェクトです。地域の豊かな自然環境を守り育て、あわせて持続可能な新しい環境改善の地域文化を創造することを目指し、身近な環境再生の取り組みを推進しています。<br>・引き続き、環境再生プロジェクトの推進を実施します。  | ○酒匂川植栽事業、和留沢プロジェクトを地域住民との協働で実施。  | 23   |
| 1<br>2                  | イ)ふるさとの森づくり運動の推進<br>・本市では、平成15年から、毎年3月に「ふるさとの森づくり運動」実行委員会主催の植樹イベント「みんなの森をつくろう！」を開催し、公募市民や近隣の小学校の児童、保護者等の参加による「ふるさとの森づくり運動」を行っています。水源地域に広葉樹を植林し、森林内での活動を通じて、森林に親しみ、森林に対する正しい知識と理解を深めるものです。近年は、こいの森隣接地などで、植林活動を実施したり、植林地の下草刈りなどの作業を実施しています。<br>・引き続き、ふるさとの森づくり運動の推進を図ります。  | ○平成28年度<br>・参加者約350人<br>・苗木約1,200本   | 24   |
| 1<br>2                  | ウ)里地里山活動の支援(里地里山活動協定)<br>・平成20年4月に制定された「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、本市では久野、東栢山、上曾我の3地域が「里地里山保全等地域」として選定されており、それぞれの地域で活動することにより、各地域の団体が県と市から支援を受けながら、協定地における里地里山の保全や体験活動に積極的に取り組んでいます。<br>・引き続き、地域の団体が活動を継続できるよう、里地里山活動の支援を実施します。  | ○神奈川県と連携を取りながら「里地里山保全等地域」に選定された3団体(美しい久野里地里山協議会、金次郎のふる里を守る会、曾我山応援隊)の活動を支援。   | 25   |
| (2)②里地里山の保全に関する普及・啓発    |  |  |      |
| 1<br>2                  | ア)森や木に親しむイベントの開催<br>・本市では、夏休み期間を「きまつり-森と木に包まれる夏-」とし、市内各所で森や木に関連するイベントを開催しています。この期間を中心として木材利用拡大に向けた取り組みや「木育」活動の一環として、親子・地域とのふれあいや絆の育成の場を提供し、併せて森や木の大切さを広く認識してもらうことを目的としています。<br>・引き続き、森や木に親しむイベントの開催に取り組みます。  | ○平成28年度・参加者 約2,000人<br>○平成29年度・参加者 約1,500人<br>○平成30年度・参加者 約500人<br>○令和元年度・参加者 約500人<br>○令和2年度・参加者 約800人  | 26   |
| 1<br>2                  | イ)自然観察会開催事業の推進<br>・団体などが主催となり、本市に生息する植物や昆虫などについて、観察会や講演会等が開催されています。<br>・引き続き、自然観察会の開催の支援を実施します。  | ○平成30年度<br>・自然環境フォーラム(6月) 参加者133人<br>・自然環境シンポジウム(2月) 参加者163人<br>○令和元年度<br>・自然環境フォーラム(6月) 参加者175人<br>・自然環境シンポジウム(2月) 参加者138人<br>・「小田原の自然」活用講座(自然観察会) 参加者:全8回(4.6.8回は雨天中止)延べ325人<br>○令和2年度<br>・「小田原の自然」活用講座(自然観察会) 全8回中止(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)<br>・自然環境フォーラム(コロナのため開催見送り)<br>・自然環境シンポジウム(コロナのため開催見送り) | 27   |
| 1<br>2                  | ウ)環境教育事業の支援<br>・環境再生プロジェクトなど、地域や市民団体が進めている水源林の保全・再生活動への参加を通じて、子どもの森林保全意識や資源の地域内循環(地域産材の利用)への関心を高めるため、市内の小中学校や市民の方を対象とした環境教育を実施しています。<br>・また、きらめき出前講座など、ソフト面で学校における環境教育を支援しています。<br>・引き続き、環境教育事業の推進を図ります。   | ○事業実績<br>・平成28年度:市内小学校8校、合計440人<br>・平成29年度:市内小学校9校、合計643人<br>・平成30年度:市内小学校8校、合計586人<br>・令和元年度:市内小学校13校、合計904人<br>・令和2年度:市内小学校13校、合計804人  | 28   |

| 施策名                          | 事業内容                       | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))   | 施策番号 |
|------------------------------|----------------------------|---|------|
| 1-3 “水と緑のネットワーク”の形成の促進を図ります。 |                            |   |      |
| (1) 生物生息空間の保全                |                            |   |      |
| (1) ① 条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護 |                            |   |      |
| 1<br>3                       | ア) 酒匂川水系のメダカのお父さんお母さん制度の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒匂川水系に生息するメダカは固有の遺伝子を持つ野生種で、絶滅危惧Ⅱ類(環境省。絶滅の危険が増大している種)に指定されています。また、夏鳥のコアジサシも市内において、見ることは出来ませんが、こちらも絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。</li> <li>本市では、緑と生き物を守り育てる条例に基づき、「酒匂川水系のメダカのお父さんお母さん制度」と「コアジサシの郷」を「野生の生き物保護区」として指定しています。</li> <li>引き続き、酒匂川水系のメダカのお父さんお母さん制度とコアジサシの郷の保護に努めます。</li> </ul>                        | 29   |
| (2) 生物生息環境の保全・種の保存           |                            |   |      |
| 1<br>3                       | ア) 特定外来生物の除去               | <ul style="list-style-type: none"> <li>在来生物の保護のため、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」が定められています。本市では、アライグマやブラックバス、オオキンケイギクなどが確認されており、捕獲等に取り組んでいます。</li> <li>引き続き、特定外来生物の除去による生態系等の維持に取り組めます。</li> </ul>   | 30   |
| 1<br>3                       | イ) メダカのお父さんお母さん制度の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>メダカに関する種の保存を目的に、メダカのお父さんお母さんを募集し、家庭などで飼育に取り組んでもらうメダカのお父さんお母さん制度を平成11年から開始し、登録者は延べ1700世帯を超えています。</li> <li>引き続き、本制度によるメダカの保護育成に対する意識の啓発に取り組めます。</li> </ul>   | 31   |
| 1<br>3                       | ウ) コアジサシの郷づくり事業の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>コアジサシは4月初旬から飛来し、7月中旬に渡りが始まるまで、酒匂川で営巣・子育てを行います。本市では保護区指定のほか、良好な環境で子育てできるように、市民参加により、営巣地となる酒匂川の中州の環境整備を行ってきました。</li> <li>近年は頻発する大雨や天敵のチョウゲンボウの増加などで、安定した子育て環境が得られず飛来数が減少し、保護区では営巣する姿が確認されていませんが、保護区上流の県立大井高等学校前の中州では営巣が確認されているため、コアジサシの観察会を開催しています。</li> <li>引き続き、コアジサシの郷づくり事業の推進を図ります。</li> </ul> | 32   |
| 1<br>3                       | エ) サシバが営巣できる環境の再生(休耕田の復活)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>水田は多様な生物の生息場所となる身近なみどりですが、近年は後継者不足などによる耕作放棄地が増えています。</li> <li>本市沼代では市民活動団体である「サシバプロジェクト(日本野鳥の会有志)」が、サシバが営巣できる環境の再生を目指し、休耕田を水田として復活させるため、休耕田の草刈りや田植えのイベントなどを開催し、その活動を行っています。</li> <li>引き続き、サシバプロジェクトの支援を実施し、サシバが営巣できる環境の再生に取り組めます。</li> </ul>   | 33   |
| 1<br>3                       | オ) 酒匂川水系保全事業の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒匂川水系保全協議会では、酒匂川の豊かな自然環境を将来の世代へと引き継ぐための取り組みを推進しています。会員は、酒匂川流域自治体関係(神奈川県、静岡県、小田原市など16団体)、農林漁業・水利関係者9団体、工場・事業場・砂利関係者64団体、計89団体となっています。(平成27年3月)</li> <li>流域が一体となって、「アユの放流体験」、「環境保全講演会」、「酒匂川フォトコンテスト」などを実施しています。</li> <li>引き続き、酒匂川水系環境保全事業の推進を図ります。</li> </ul>                                      | 34   |

| 施策名                     | 事業内容                     | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号   |    |
|-------------------------|--------------------------|--|--|----|
| (2)水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供 |                          |  |  |    |
| (2)①水辺の環境再生・美化          |                          |  |  |    |
| 1<br>3                  | ア)環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒匂川植栽事業は環境再生プロジェクトの一環として進められている事業の一つです。市のシンボルであり、豊かな恵みをもたらす酒匂川の美化保全活動として、酒匂川左岸の小田原大橋付近の土手において、市民や自治会、企業や団体と連携し、植栽管理を行い“ごみを拾う”から“ごみを捨てさせない”環境づくりの意識を高めています。</li> <li>・引き続き、環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進を図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○マイ花理オーナー等との共同作業</li> <li>○平成28年度:除草作業2回、植栽作業1回</li> <li>○平成29年度:除草作業2回、植栽作業1回</li> <li>○平成30年度:除草作業2回、植栽作業1回</li> <li>○令和元年度:除草作業2回、植栽作業1回</li> <li>○令和2年度:植栽作業1回</li> </ul>   | 35 |
| 1<br>3                  | イ)河川のアダプトプログラムの推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳新田、小八幡川、下菊川、鬼柳桑原排水路で、草刈りやごみ拾いなど市民参加による河川の美化活動を実施しています。</li> <li>・引き続き、これらの美化活動を通して、河川環境の維持に対する意識の啓発を行うとともに、市民参加によるアダプトプログラムの推進を図ります。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度～令和元年度</li> <li>○柳新田(参加者数約100人)</li> <li>○小八幡川、下菊川(参加者数約171人)</li> <li>○森戸川、山岸川(参加者数約60人)</li> <li>・新たに開口川(参加者数約60人)の美化活動を実施。</li> <li>・環境団体においても鬼柳桑原排水路(参加者数約70人)で、草刈りやごみ拾いなど市民参加による河川等の美化活動を実施。</li> </ul>   | 36 |
| (2)②水辺の親水機能等の保全・創出      |                          |  |  |    |
| 1<br>3                  | ア)河川環境整備事業の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市北部に広がる田園地域を横に走る水路は、地域の骨格をなす空間であり、水郷のような景観を呈しています。水路は水田を潤すだけでなく、動植物の生息空間等としても重要な働きをしています。</li> <li>しかしながら、地区のなかには耕作者の高齢化により耕作放棄地が見受けられるなど、このままの状態が放置されると水路周辺も荒廃し、水質や動植物への悪影響が懸念されています。</li> <li>・そこで水質の改善効果の予測や自然浄化・水循環の機能等、環境機能向上を前提とした護岸の整備計画を広域的に策定し、今後「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づく水源環境保全・再生特別交付金を受け、河川環境整備事業(多自然水路整備計画策定等)を進めることとしています。</li> <li>・引き続き、他の地区においても、自然環境に配慮した河川環境整備事業の推進を図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○曾比地区多自然水路整備</li> <li>○平成28年度</li> <li>○牛島排水路整備 延長L=1936m</li> <li>○平成29年度</li> <li>○牛島排水路整備 延長L=70.0m</li> <li>○平成30年度</li> <li>○寺下排水路整備 延長L=96.6m</li> <li>○令和元年度</li> <li>○牛島排水路整備 延長L=82.0m</li> <li>○牛島排水路 整備済み延長L=171.6m</li> <li>○寺下排水路 整備済み延長L=96.6m</li> </ul> | 37 |
| (2)③水路等の歴史的文化的な遺産の継承    |                          |  |  |    |
| 1<br>3                  | ア)小田原用水、荻窪用水等の保全・活用      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原用水は、早川を水源として戦国時代に小田原北条氏が城下町を潤す為に設けた上水道と言われています。</li> <li>一方、荻窪用水は、全長10.3kmの農業用水路(箱根町塔之沢付近～荻窪)で、江戸時代(18世紀末)に小田原藩により開かれました。荻窪用水は平成17年に疏水百選(農林水産省)に選定され、平成23年度には日本土木学会推奨土木遺産に認定されています。また、同省がPRする「水土里の路疏水百選ウォーキング」のなかで、「荻窪用水散策コース」を案内しています。</li> <li>小田原用水や荻窪用水は、NPOなどの民間団体によりガイドブックの発行や用水を訪ねるイベントが行われ親しまれています。</li> <li>・これらの歴史的な土木遺構は、本市のまちの歴史の伝承、潤いのあるまちづくり、生物生息環境の保全など、さまざまな役割を發揮する遺産となります。</li> <li>・引き続き、市民と協働し、小田原用水、荻窪用水の保全・活用に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度</li> <li>○めだかの学校水車小屋ウッドデッキ修繕</li> <li>○平成29年度</li> <li>○めだかの学校水車小屋屋根修繕</li> <li>○平成30年度</li> <li>○めだかの学校小屋壁修繕</li> <li>○小田原用水の保全について検討。</li> <li>○令和元年度</li> <li>○めだかの学校木橋修繕</li> <li>○小田原用水については、保全に向けた基本計画の取りまとめを実施。</li> </ul>                               | 38 |

| 施策名   | 事業内容  | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))   | 施策番号 |
|---|---|---|------|
| 基本方針2 まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します                 |   |   |      |
| 2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます。                |   |   |      |
| 2 (1)法や条例に基づく民有地における緑化推進                      |   |   |      |
| 2 (1)①民有地の緑化推進制度                              |   |   |      |
| 2 (1) (ア)開発事業等における植栽地の確保                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」に、原則として事業主は、住宅以外の建築物の建築の用に供する目的で開発事業区域の規模500㎡以上の開発事業をしようとするときは、その開発事業区域内に、同規則で定める面積割合で植栽地を配置するよう努めなければならないこと等を定めています。また植栽地は道路に面した部分に配置することや、植栽地の配置が困難な場合は、壁面または屋上による植栽地を配置することができることなどを定め、市長と協議しなければならないこととしています。</li> <li>引き続き、同条例に基づき、植栽地の適切な配置や確保について、指導に努めます。</li> </ul> | 指導件数<br>○平成28年度 31件<br>○平成29年度 33件<br>○平成30年度 30件<br>○令和元年度 27件<br>○令和2年度 20件   | 39   |
| 2 (1) (イ)工場立地法による緑地等の整備                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>工場立地法では、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の特定工場について、緑地や環境施設の設置、管理義務を定め、環境の保全を図りつつ、適正な立地が行われるようになっています。</li> <li>本市では、工場周辺の生活環境への影響を最小限に抑えつつ、操業環境の維持を図るため「小田原市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例」を定め、緑地面積率を含む環境施設面積率を緩和しています。</li> <li>引き続き、工場立地法の趣旨をふまえ、敷地内の緑化を促すなど、適切な運用を図ります。</li> </ul>                               | ○平成28年度～30年度<br>工場立地法に基づく届出<br>新設1件、変更10件<br>○令和元年度<br>変更5件<br>○令和2年度<br>変更1件   | 40   |
| 2 (1) (ウ)みどりの協定の締結                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの協定は、神奈川県「自然環境保全条例」によるものと「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」によるものがあります。どちらも1ha以上の開発行為を対象に緑地の配置を求めるもので、協定期間は10年間としており、これまで県・市合せて17件の協定を結んでいます。</li> <li>引き続き、みどりの協定の締結、継続に向けた更新を促します。</li> </ul>   | ○協定締結(神奈川県)<br>平成30年度 2件<br>令和元年度 1件  | 41   |
| 2 (1) (エ)風致地区の適正な運用                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>小田原城址、城山および海岸の各地区については、みどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新増改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。</li> <li>引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。</li> </ul>  |   | 42   |
| 2 (1) (オ)生産緑地地区の保全                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地地区は市街地における貴重なみどりであることから、引き続き保全していきます。</li> <li>また、農林漁業と調和し、良好な都市環境を形成している市街化区域内の農地において、適正に管理され、公共施設の整備が予定されている区域の一団であること、周辺に公園などの緑地機能を持つ土地が少ないことなどの追加要件を満たす農地については、生産緑地地区に指定し、保全に努めていきます。</li> </ul>   | ○平成28年度<br>追加要件を満たす農地を、生産緑地地区に指定。<br>○平成30年度<br>・追加要件を満たす農地を、生産緑地地区に指定。<br>・生産緑地法の改正について、説明会開催。<br>2回開催、参加者計102人<br>・市ホームページ公開により周知を実施。<br>○令和元年度<br>・追加要件を満たす農地を、生産緑地地区に指定。<br>・生産緑地地区の状況(令和2年3月現在)<br>面積:約61.3ha 箇所数:442箇所<br>・特定生産緑地については、制度の周知を図るとともに、指定に関する意向確認を行い、意向を示した生産緑地を特定生産緑地に指定。 | 43   |
| 2 (1) (カ)地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出        | <ul style="list-style-type: none"> <li>一体的に整備・保全を図る必要がある区域について、地区内の建築等に関する用途や高さなどのルールを定め、開発や建築行為を規制し、その地区の特性にふさわしい良好な街づくりを誘導する制度で、現在、9地区に対して計画決定しています。</li> <li>これらの地区計画の中には、その環境に適した緑地に対する方針を立て、みどりの保全や創出の活動に取り組んでいる地区も存在しています。</li> <li>引き続き、地区計画制度の適正な運用と制度を活用した緑地の保全・創出を図ります。</li> </ul>  | ○平成28年度<br>告示:平成28年11月 小田原漁港地区地区計画を決定<br>○令和元年度<br>・告示:令和元年9月 鬼柳地区地区計画を決定<br>・緑地計画の適正配置について見直しの検討(小田原漁港地区計画)  | 44   |
| 2 (1) ②緑化関連制度の見直し検討                           |   |   |      |
| 2 (1) (ア)緑と生き物を守り育てる条例見直し                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」では、緑化の推進に関する条項が設けられていますが、特に具体的な規定はありません。</li> <li>緑化推進施策の強化・継続的な取り組みを図るため、緑の定義、緑の基本計画の位置づけ、緑化推進・協定制度、緑のまちづくり提案制度など、緑化推進に関する項目の検討を行います。</li> </ul>   |   | 45   |
| 2 (1) (イ)開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」により、原則500㎡以上の開発事業について植栽地の確保を努力義務とし、「道路に接した部分に配置するよう努めなければならない」等としています。</li> <li>同条例施行規則や運用基準における接道部の緑化の配置や量などに関する項目の見直しの必要性について、より効果的な緑化に誘導することができるよう、その検討を行います。</li> </ul>   |   | 46   |

| 施策名                                       | 事業内容  | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))   | 施策番号 |
|---|---|---|------|
| 2.2(2)市民によるみどりのまちづくり推進                    |   |   |      |
| 2.2(2)①民有地緑化の支援                           |   |   |      |
| 2.2(2)①【重点施策】ア)「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及     | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地におけるみどり豊かなまちづくりには、その多くを占める民有地の緑化の推進が欠かせません。個人の住宅はもちろん、店舗などの商業施設や工場などの敷地においても可能な限り緑化を推進することが望まれます。</li> <li>将来にわたってみどり豊かなまち並みの景観を形成するに当たり、維持管理などを見越して、その規模や場所などに応じた効果的な植栽方法や樹種などについて、その緑化手法等を含めた「(仮称)民有地の緑化の手引き」を作成し、民有地の緑化について、普及を図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度<br/>民有地緑化の手引き「こゆるぎの小さな庭づくり」を作成し、小田原フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくらんどなどで配布。</li> <li>○平成29年度～令和2年度<br/>「こゆるぎの小さな庭づくり」を配布(小田原フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくらんど)</li> </ul>                   | 47   |
| 2.2(2)①【重点施策】イ)民有地緑化支援制度等の創設              | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の道路に面した場所への樹木の植栽や生垣等による見える緑化、公開を原則とし、まち歩きやウォーキングのコース等と連携して将来の市民によるオープンガーデンにつながる住宅の庭等の緑化、工場や事業所などの一部を緑化し、ベンチなどを設置して休息できるように開放するなど、民有地の緑化推進に当たり、市民等の自発的な緑化を支援する制度を創設します。(例:一定の基準のもとに苗等の資材を配布する物的支援、植栽費用などの資金支援、アドバイスなどの人的支援、表彰、その他規制緩和等)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年度 29件</li> <li>○令和元年度 13件</li> <li>○令和2年度 2件</li> </ul>  | 48   |
| 2.2(2)①ウ)市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民や企業・団体がその地域にふさわしいみどりを創出する計画を作成し、市に提案し、審査を受け認定された地域で自発的な緑化を進めていく「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設に取り組みます。</li> <li>計画を基に進められる緑化に関する提案事業については、民有地緑化支援制度により、物的支援や資金的支援、人材的支援を通して、地域の緑化の支援を実施します。</li> </ul>  |   | 49   |
| 2.2(2)①【重点施策】エ)都市廊政策による緑化の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>小田原駅周辺のまちの魅力高め、「訪れたいまち・住みたいまち」の実現に向け都市廊政策を推進しています。</li> <li>その一環として、花とみどりあふれる街路の形成、さらなる賑わいの創出を目的とした「街なか緑化事業」を商店会との協働により平成26年度から3か年のモデル事業として実施しており、モデル事業終了後も他の商店会への波及を誘導し事業継続を目指します。</li> <li>そのほか、建物の共同建替えによる民有地への良好な緑地空間の創出を図っていきます。</li> <li>沿道民有地等に連続性や統一性も考慮しながらプランターや花壇を設置したり街路樹を植えるなど、花やみどりを効果的に配置することで、歩行者が回遊しやすくなる魅力的な空間を創出しています。</li> <li>引き続き、都市廊政策による緑化の推進を図ります。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○街なか緑化事業</li> <li>・平成26年度 タイヤ街商店会</li> <li>・平成27年度 錦通り商店街</li> <li>・平成28年度 お堀通り商店街</li> <li>○みどりのまちづくりアドバイザー事業</li> <li>・平成29年度 3回</li> <li>・平成30年度 4回</li> <li>・令和元年度 2回</li> </ul> | 50   |
| 2.2(2)②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり                  |   |   |      |
| 2.2(2)②ア)コミュニティガーデン※づくりの支援                | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地における空き地の増加は、雑草の繁茂による環境悪化や放火、不審者の侵入の誘発、害獣・害虫の発生、ゴミの不法投棄など、地域の防犯・環境衛生や景観の悪化等が懸念されます。</li> <li>空き地対策の一環として、土地の利用が決まるまでの間、土地利用に関する覚書等を土地所有者と取り交わすなどの調整により、無償で土地を利活用し、市がプランターや花苗、ベンチなどを提供し、それらを商店街などが維持管理するなど、三者の協働により、交流や憩いの場となるコミュニティガーデンづくりの支援を行います。</li> </ul>   |   | 51   |
| 2.2(2)③水路等の歴史的文化的な遺産の継承                   |   |   |      |
| 2.2(3)緑化モデルとしての公共施設の緑化推進 No.38再掲          |   |   |      |
| 2.2(3)①公共施設の敷地の緑化                         |   |   |      |
| 2.2(3)①ア)「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が利用する市役所などの公共施設における植栽は、市民がふれあう機会も多いことから、良好なみどりの創出が望まれています。また、このような身近なみどりが良好に保たれることは、市民のみどりに対する愛着を持ってもらうことにつながります。</li> <li>公共施設に良好なみどりが創出できるよう、新たに公共施設を整備する場合や既存の施設において取り組める緑化など、状況に応じて取り組むための(仮称)公共施設緑化ガイドラインを作成し、公共施設における緑化の推進を図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成29年度<br/>桑原地内道路残地に景観植物を植付</li> <li>○平成30年度<br/>高田地内、寿町地内の市道植樹帯に景観植物を植付</li> </ul>   | 52   |
| 2.2(3)①イ)市立学校等の校庭(園庭)の芝生化の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>校庭・園庭の芝生化は、児童生徒の運動における安全性の確保や体力向上、また、砂塵防止や気温上昇抑制効果が期待できることから、平成21年度から芝生化を開始し、下府中小学校、新玉小学校、東富水幼稚園、酒匂幼稚園、下中幼稚園、矢作幼稚園、報徳幼稚園について全面芝生化に取り組みしました。今後、「小田原市学校施設整備基本方針(平成26年2月)」に基づき、部分的な芝生化も視野に含め、検討を行います。</li> </ul>  | ○平成29年度までに、2校5園の全面芝生化及び4校の部分芝生化を実施。   | 53   |
| 2.2(3)①ウ)植栽の適切な管理の推進                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所や各地域に存在する支所、連絡所などをはじめとする施設や道路、河川、公園など、公共施設の敷地内における植栽の適切な管理について、「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」に基づき、みどりの質の向上に取り組んでいきます。また、公共施設の植栽を適切に管理することは、民有地の緑化の推進を先導する役割も担うため、その取り組みに対して、実施報告やその成果について、市のHPなどを通じて、PRすることで緑化活動の推進を図ります。</li> <li>引き続き、公共施設の敷地内における植栽の適切な管理の推進を図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年度<br/>城山公園内の繁茂した樹木の間伐や幸田口通りの繁茂した低木をオカメザサに植替。</li> </ul>  | 54   |
| 2.2(3)②道路空間の緑化(街路樹の整備・管理の再構築)             |   |   |      |
| 2.2(3)②【重点施策】ア)「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹は、最も身近なみどりのひとつであり、潤いのある景観や都市の風格をつくるなどまちの印象に大きく影響を与えます。しかし、樹木の成長に伴い、鳥害(糞による悪臭や汚損、鳴き声による騒音)や、根上りによる歩道の損傷、道路標識や信号機等の視認性の低下など、様々な問題が発生しています。また、近年では、台風等での倒伏による被害の発生や、本来の樹形と大きく異なった樹木による景観の悪化なども懸念されています。</li> <li>このような街路樹の課題に対し、市道を対象とした改善や整備のためのガイドラインを作成します。</li> <li>ガイドライン作成にあたっては、市で作成した「街路樹の整備・維持育成管理基準案」および「街路樹の整備・維持育成管理マニュアル案」を基に、国交省が策定した「道路緑化技術基準(平成27年3月改正)」の新たな視点も反映しながら作成します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年度<br/>「小田原市街路樹の管理目標樹形案」を作成。</li> </ul>   | 55   |
| 2.2(3)②【重点施策】イ)街路樹の再整備・改善の取り組み            | <ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の点検や周辺環境調査を実施し、交通障害や生活への被害状況、事業効果等に基づき、取り組みの必要性の高い幹線道路等を対象とし、計画的な再整備・改善に取り組みます。</li> </ul>  | ○平成30年度<br>街路樹剪定年間管理業務委託の仕様書に、新たに管理目標樹形を定めた。  | 56   |

| 施策名                                      | 事業内容   | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))   | 施策番号 |
|--|--|---|------|
| 2-2-2-2 ③市民協働によるみどりの整備・管理                |  |   |      |
| 2-2-2-2-2 ③(ア)「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設       | ・多くの市民や企業に街路樹に関心を持っていただくため、街路樹に名前やメッセージを添えた樹名板の取り付けなどを行っていただき、参加した市民や企業より、緑化活動を支える費用としてふるさとみどり基金に寄付(募金)していただく「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設に取り組みます。  | ○令和元年度<br>利用者の多い、小田原フラワーガーデン、小田原こども森公園わんぱくらんどなどへの募金箱の設置について、指定管理者と協議を実施。  | 57   |
| 2-2-2-2-2 ③(イ)校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり  | ・校庭(園庭)の芝生化を推進するためには、継続的な維持管理(水撒き、芝刈り、施肥、補植等)のために維持・管理設備、ランニングコスト、人員の確保が必要となります。<br>・芝生化推進にあたり、学校や地域の理解、協力体制の構築など仕組みづくりに取り組みます。  | ○平成30年度<br>市民団体(NPO法人)への部分委託化を実施。   | 58   |
| 2-2-2-2-2 ③(ウ)公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進     | ・公園や公民館の敷地で花苗の植栽活動を行っているグリーンライフサークルの制度体制を見直し(※)、市民や団体等がみどりのまちづくりに関わる機会を増やし、必要に応じて、道路や河川などの美化ボランティア活動や身近な公園プロデュース事業など、他の公共施設への拡大の可能性の検討を行います。<br>・また、各種講習会等を通して、参加市民を拡大していく制度を構築し、市民協働の推進を図ります。<br>※守る(樹木観察、病害虫の発見など)、育てる(施肥、根元管理など)、広める(開花情報の発信、仲間づくり、樹名板の作成、マップ作成など)、学ぶ(守り育てる講習・実習会など)の一連の活動を用意し、参加可能な部分に参加するなど。  | ○平成30年度<br>道路に設置したプランターや花飾りの管理サポーター制度を開始。   | 59   |
| 2-2-2 2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。  |  |   |      |
| 2-2-2-1 (1)歩いて楽しいみどりのまちづくり               |  |   |      |
| 2-2-2-1-1 ①歩行空間の緑化                       |  |   |      |
| 2-2-2-1-1-1 (ア)中心市街地におけるみどりの回廊づくり        | ・本市では、現在、三の丸地区整備の検討、都市廊政策を進めています。また、銀座・竹の花周辺地区では、本市初の街づくりルール形成促進条例に基づく協議会の街づくり基準が認証(平成22年2月)され、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に「銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上」事業として位置づけています。なお、これらは、「小田原市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業としても位置づけています。<br>・お城通りは、「小田原駅東口お城通り地区再開発事業」の中で、駅とお城を結ぶみどり豊かな歩行空間を確保するため、緑化歩道(幅員5m)の整備を進めます。<br>・都市廊政策については、内々環状道路の区域内を対象とし、回遊性の向上と街なかの活性化を図ることとしています。緑化施策については、魅力ある商店街づくりの視点から、商店会等と連携した街なか緑化モデル事業を、平成26年度は小田原ダイヤ街商店会、平成27年度は小田原錦通り商店街協同組合にて実施し、平成28年度はお堀端通り商店街振興組合での実施を予定しています。また、モデル事業終了後も他の商店会への波及を誘導し事業継続を目指します。<br>・銀座・竹の花周辺地区は、旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまち並みや建造物が残る地区であり、この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまち並み景観を形成することとしています。街路樹整備、小広場の整備等について検討するほか、国の社会資本整備総合交付金における「街なみ環境整備事業」を活用し、建築物等の修繕整備に係る経費の一部を助成するなど、地域の自主的な景観形成の支援を実施します。<br>・引き続き、中心市街地の魅力あるまちづくりとして、みどりの回廊づくりに取り組みます。 | ○平成28年度<br>・お城通り(市道2216)歩道部分は、おだわら市民交流センター-UMECO周辺を整備。<br>・街なみ環境整備事業補助金を活用し、銀座・竹の花周辺地区の店舗2件を修景。<br>○平成29年度<br>・広域交流施設ゾーン前面の小田原城側の歩道部分の整備が完了し、供用開始。<br>・街なみ環境整備事業補助金を活用し、銀座・竹の花周辺地区の店舗1件を修景。<br>・商店会等と連携した街なか緑化モデル事業を推進し、小田原ダイヤ街商店会を含む3商店会等で緑化施策を実施。<br>○平成30年度<br>・街なみ環境整備事業補助金を活用し、銀座・竹の花周辺地区の店舗2件を修景。<br>・まちなか緑化助成事業補助金により、29件の緑化推進を実施。<br>○令和元年度<br>・街なみ環境整備事業補助金を活用し、銀座・竹の花周辺地区の店舗1件を修景。<br>・まちなか緑化助成事業補助金により、13件の緑化推進を実施。<br>○令和2年度<br>・まちなか緑化助成事業補助金により、2件の緑化推進を実施。 | 60   |
| 2-2-2-1-1-1 (イ)「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進 | ・「基本方針5-2(1)②みどりに係るCSR活動の場の提供」において詳述する「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進について駅周辺を歩いて楽しいまちとするためのCSRによる展開の推進を図ります。   | ○令和元年度 4基<br>○令和2年度 10基   | 61   |
| 2-2-2-1-1-1 (ウ)大型店における緑化の推進              | ・本市では、「小田原市事業者等の地域貢献に関する条例」を定め、大型店(大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する大規模小売店舗)を設置する者等へ地域貢献事業の実施に関する計画および実施報告を義務付けています。この中で、「自然環境及び生活環境に配慮した取り組み」について定めています。<br>・引き続き、大型店の敷地内等における緑化等の好意の持てる空間について、維持・保全の推進を図ります。  |   | 62   |
| 2-2-2-1-2 ②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり             |  |   |      |
| 3-2-1-1 (ア)コミュニティガーデンづくりの支援              | No.51再掲  |   | 51再掲 |
| 2-2-2 (2)みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理        |  |   |      |
| 2-2-2-1 ①城址公園の整備・植栽管理                    |  |   |      |
| 2-2-2-1-1 (ア)城址公園の整備の推進                  | ・城址公園は、「本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡小田原城跡として、歴史的景観の復元的整備等を進めるための調査審議組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会を設置しています。<br>・引き続き、史跡小田原城跡としての魅力を高めるとともに、城下町おだわらのシンボルとして、多くの人々を迎えるみどり豊かな公園として、「史跡と緑の共生」を念頭に置き、整備の推進を図ります。  | ○平成30年度<br>北西土塁を修景整備開放  | 63   |
| 2-2-2-1-1 (イ)城址公園における適切な植栽管理の推進          | ・城址公園内には多くの樹木があり、小田原駅周辺地区においてまとまったみどり豊かな公園となっていますが、一部で繁茂した樹木により天守閣が見えづらい状況にいたり、石垣や地下遺構にも影響を与える可能性があるなど、本丸・二の丸周辺のみどりのあり方について、さまざまな課題が指摘されてきました。<br>・また、県内では老朽化した樹木が相次いで倒れていることから、観光施設である城址公園内でも来園者の安全を確保するため、適切な樹木管理を行なうとともに、天然記念物に指定されている古木については、保護していく必要があります。<br>・そこで、史跡小田原城跡における史跡整備の植栽管理をどのように進めていくのか協議・検討する組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会を設置しました。<br>・引き続き、小田原城の魅力が高められるよう「史跡と緑の共生」を目指し、適切な植栽管理の推進を図ります。   | ○平成30年度<br>現状の植栽を活かす形でモデル的な修景整備を実施。<br>○令和元年度<br>巨松の整枝剪定や常盤木坂横のイヌマキの修景を実施。<br>○令和2年度  | 64   |

| 施策名                                       | 事業内容   | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号 |
|---|--|--|------|
| 基本方針3 小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます            |  |  |      |
| 3-3-1 歴史的・文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします。     |  |  |      |
| 3-3 (1) 歴史的風景の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上 |  |  |      |
| 3-3 (1) ① 総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全            |  |  |      |
| 3-3 (1) ア) 都市公園区域における史跡の保全管理・活用           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画(平成21年度)」において、城郭環境保全域を定め、このエリアの保存管理を推進し、必要に応じ文化財保護法に基づき保全が図られる史跡として新たに指定し、または史跡に準じて保全する「遺構保全域」と、遺構と調和した景観や眺望を維持する「景観保全域」とに区分し、保存管理と環境保全の考え方を示しています。</li> <li>・都市公園「城山公園」の区域には、史跡指定部分を含む「遺構保全域」と「景観保全域」とがあるため、遺構と都市公園利用との調整をしっかりと整理する必要があります。原則として城山公園内の「遺構保全域」は遺構保存を前提とし、「景観保全域」は、地形や歴史的景観、眺望等を都市公園区域として保全しつつ、史跡の価値や保護の意義を伝える場とし、慰霊塔周辺を中心として魅力を高める整備を行います。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山公園を「海と城の見える丘」と命名し、PRを開始。</li> <li>・相模湾や小田原城の眺望確保のための間伐や園路の改修に着手。</li> <li>○平成30年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木整理を行い、みどりの質の向上に努めた。木整理の状態を保つ為、草刈りを実施。</li> <li>○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総構の小峯御鐘/台大堀切中堀の史跡小田原城跡の公有地の樹木伐採、剪定を実施。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>  | 65   |
| 3-3 (1) イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記計画において、景観保全域の景観保全管理手法については「条例等を用いて、現状の景観に悪影響を及ぼす行為や地形の変更は制限を図っていく」としています。</li> <li>・都市公園区域や風致地区など法的な規制がなく、みどり豊かな環境を形成している景観保全域については、その価値や意義について市民の意識の向上を図るとともに、緑の環境保全地区(小田原市緑と生き物を守り育てる条例)の指定や保全配慮地区(都市緑地法)等などの導入の検討を行います。</li> </ul>  |  | 66   |
| 3-3 (1) ② 歴史的風景の拠点と一体のみどりのまちづくり           |  |  |      |
| 3-3 (1) ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歴史的風致維持向上計画」において、歴史的風致の維持及び向上のため、「歴史的風致の核となる建造物の保存・活用の推進」(清閑亭や松永記念館等歴史的風致形成建造物、史跡小田原城跡等)や「歴史的風致の残るまち並みの環境整備の推進」(案内板、小田原文学館等)を行なっています。また、都市計画制度による高度規制、景観法・景観条例に基づく景観計画に定める建築物、工作物の形態・意匠・色彩の規制により、歴史的な風致の保全を図ることとしています。</li> <li>・これらの歴史的風致の拠点施設や沿道修景、建造物等の形態等のコントロールと併せて、歴史的風致を維持するみどりの保全や創出を図ることが必要です。そこで、板橋地区や南町・本町地区、城山地区、国府津・前川地区等の良好な住宅地において、地域制緑地の導入検討や、国登録有形文化財等や市指定の小田原ゆかりの優れた建造物と一体となったみどりの保全・活用方策について、検討を行います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか緑化助成事業補助金を活用し、プランター6基(W=50cm)を地元まちづくり協議会が設置した。</li> <li>・市道2035の景観舗装工事及び横断線地中化工事委託などを実施。</li> <li>・歴史的風致形成建造物改修整備費補助金を活用し、店舗2件の修理・復元を実施。</li> <li>○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道2035の景観舗装工事を実施。</li> <li>・景観形成修景費補助金を活用し、かまぼこ通り地区の戸建て住宅1件を修景。</li> <li>・歴史的風致形成建造物改修整備費補助金を活用し、店舗1件の修理・復元を実施。</li> <li>・平成30年度に実施した歴史的建造物活用エリアコーディネートプランに基づき、民有物件を含む8つの歴史的建造物及び公有地(空地)の利活用を推進するために、歴史的建造物活用計画を検討するとともに、皆春荘及び旧松本剛吉別邸については、建造物の耐震診断(耐震等基本設計を含む)を実施し、耐震改修の必要性を確認した。なお、これらの建造物は別邸として庭園を擁したのも多く、特に皆春荘についてはレストスペースとしての活用となっている。</li> <li>○令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成修景費補助金を活用し、国道一号本町・南町地区の公民館1件を修景。</li> <li>・皆春荘及び旧松本剛吉別邸の耐震等改修実施設計を行った。これに基づき、現在、改修工事を実施している。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul> | 67   |
| 3-3 (1) イ) 市民との協働によるみどりの管理手法の検討           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の歴史的風致を維持するみどりについては、まちづくりルールの設定などによる市民との協働による保全・活用の仕組みづくりの検討を行います。</li> </ul>  |  | 68   |
| 3-3 (2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存          |  |  |      |
| 3-3 (2) ① 法・条例に基づく樹木・樹林の保存                |  |  |      |
| 3-3 (2) ア) 天然記念物の適切な保護                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内には、天然記念物として、「文化財保護法」に基づく国指定天然記念物が1件(早川のピラミッド)、「神奈川県文化財保護条例」に基づく県指定天然記念物が3件(県立小田原高等学校の樹叢ほか)、「小田原市文化財保護条例」に基づく市指定天然記念物が21件(御感の藤、長興山の枝垂桜、前川近戸神社の社叢ほか)の計25件があります。</li> <li>・引き続き、天然記念物の指定を受けた樹木・樹林の保護について、支援を実施します。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○天然記念物 計25件</li> <li>○国指定天然記念物1件、県指定天然記念物3件、市指定天然記念物21件</li> </ul>  | 69   |
| 3-3 (2) イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」において、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に定める基準に基づき、保存樹に149本、保存樹林に14か所を指定しています。</li> <li>・引き続き、市街地における貴重なみどりとして、指定を受けた保存樹・保存樹林の保護について、支援を実施します。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保存樹:135本、保存樹林:13箇所の所有者に奨励金を交付。</li> </ul>  | 70   |
| 3-3 (2) ② 地域のシンボルとしての保存樹・保存樹林の良好な維持       |  |  |      |
| 3-3 (2) ア) 地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹はほとんどが高さ10m以上、幹回り1.5m以上の巨樹であり、保存樹林とともに地域のランドマークとして存在感を示しています。</li> <li>・その多くは神社仏閣をとりまく社寺林として長い年月を経てきた歴史的なみどりであり、社寺の多い本市の特徴的なみどりでもあります。</li> <li>・これら保存樹・保存樹林については、市民全体で保全していくべき貴重なみどりとして捉え、その価値や保存の意義について、市民への啓発を図ります。</li> </ul>   |  | 71   |
| 3-3 (3) 田園景観の保全・活用                        |  |  |      |
| 3-3 (3) ① 水田・水路網の保全・活用                    |  |  |      |
| 4-3 (3) ア) 河川環境整備事業の推進                    | No.37再掲  |  | 37再掲 |

| 施策名   | 事業内容  | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号 |
|---|---|--|------|
| 基本方針4 まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます |   |  |      |
| 4-4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります。                     |   |  |      |
| 4-4 (1) 都市公園の適正配置                           |   |  |      |
| 4-4 (1) ① 均衡ある都市公園*の配置                      |   |  |      |
| 4-4 (1) (ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置       | <p>【重点施策】</p> <p>・今後の公園の整備は、整備水準(市民一人当たり公園面積、誘致圏域からみた公園の充足率)やレクリエーション機能を有する広場や緑地、将来の人口推移等を考慮して特定された「公園未充足地区」を優先的に市内の公園の整備を推進します。その整備にあたっては、長期借地による借地型公園での整備手法の検討や、遊休地や既存のみどりの広場、生産緑地地区等の積極的な活用を図っていきます。この地区に該当しない地域の「公園空白地」や特定の機能が不足する地区では、既存ストックや公園用地の提供相談などを活用し、必要に応じて整備していきます。また、開発行為に伴う協議においては、地域に必要とされる公園の設置を求めていきます。</p> <p>・なお、生産緑地地区は、平成34年度にそのほとんどが指定から30年が経過すると買取りの申出が可能になりますが、公園や緑地、公共空地の敷地の用に供することを目的として、市の買取り希望が他の者より優先されることなどを考慮し、買取りの申出に対し迅速な対応が取れるよう生産緑地地区の活用方を定め、体制づくりに取り組みます。</p> <p>・また、市内には都市計画決定した後、長期未着手となっている都市計画公園(中央公園、板橋公園、河原公園のうち一部区域)が存在しています。これらの公園の一部区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(平成27年3月神奈川県策定)」に基づき、市域における公園の配置状況を考慮し、社会情勢の変化や地域の実情などに応じて見直しを行います。</p> <p>・これらの取り組みにより、公園の充足感の向上とあわせ、均衡ある公園の配置を目指します。</p> | <p>○平成29年度<br/>河原公園の長期未着手区域について、廃止に関する都市計画変更を実施。<br/>○平成30年度<br/>公共施設の広場を活用し、川東タウンセンターマロニエふれあい公園を設置。</p> | 72   |
| 4-4 (1) (イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討        | <p>【重点施策】</p> <p>・開発行為等における公園の設置について、「都市計画法」および「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」により、原則として3,000㎡以上の住宅の建築の用に供することを目的とした開発行為等に対し公園の配置が義務づけられていることから、公園がすでに整備されている地区において、利用者ニーズに合わない狭小な公園が設置される可能性がありますが、狭小であっても利用者ニーズに合った公園等が求められている地区もあります。</p> <p>・適切な配置と量を維持するため、同条例施行規則における、公園の設置の特例等に係る基準の見直しの必要性について、その検討を行います。</p>  |  | 73   |
| 4-4 (2) 誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり               |   |  |      |
| 4-4 (2) ① 安全・安心な都市公園づくり                     |   |  |      |
| 4-4 (2) (ア) 身近な公園における老朽化施設改修の推進             | <p>【重点施策】</p> <p>・本市では、開設から20年を経過した都市公園が全体の3分の2にのぼっていることから、老朽化した遊具の更新工事を計画的に進めています。</p> <p>・遊戯施設については、平成26年度に策定した「小田原市公園施設長寿命化計画」に基づき、改修・更新を行っていますが、老朽化したその他の施設(フェンスなど)の改修は進んでいません。</p> <p>・遊具だけでなく、その他の施設を含め老朽化した遊具の更新に取り組むとともに、施設更新の事業効果をより効果的に発揮するため、地域の自治会などとの意見交換を行いながら、公園施設全体の老朽化対策を進めます。</p>   | <p>○令和元年度<br/>身近な公園4公園で、6基の遊具更新を実施。</p>  | 74   |
| 4-4 (2) (イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保            | <p>【重点施策】</p> <p>・老朽化した遊具に対する更新工事や公園施設の段差解消などによるバリアフリー化、樹木の成長等に対する剪定作業による死角の解消など、公園の改修や管理は防犯上の対応を含め安全・安心を確保するうえで必要不可欠です。また、近年公園の利用に関するルールやマナーが守られていないことから発生する公園施設の汚損や破損などが発生しています。</p> <p>・必要に応じた整備や管理、公園を利用するうえでのルールやマナーの啓発活動などを通して、公園空間および公園施設の安全・安心の確保に取り組みます。</p>   | <p>○毎年<br/>公園を安心して安全に利用できるように樹木整理を実施。<br/>公園利用のルールやマナーについて公園への掲示や、職員が利用者へ指導するなどの啓発を実施。</p>               | 75   |
| 4-4 (2) ② 計画的な都市公園再整備                       |   |  |      |
| 4-4 (2) (ア) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施          | <p>【重点施策】</p> <p>・本市では、開設から20年を経過した都市公園が全体の3分の2にのぼっていることから、老朽化した遊具の更新工事を計画的に進めています。</p> <p>・少子高齢化や人口減少などの影響による周辺環境の変化や利用者層の変化に伴い、既存の公園の実態と求められるニーズとの間にミスマッチが起きており、市民のニーズなど社会的要請への対応が必要となっています。</p> <p>・遊具更新工事の効果をより発揮するため、地域の自治会など意見交換を行いながら、遊具のみでなく、その他の公園施設を含め、地域が必要としている公園へのリニューアルの実施について、計画的に取り組みます。</p>  | <p>○令和元年度<br/>身近な公園4公園で、6基の遊具更新を実施。</p>  | 76   |
| 4-4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります。         |   |  |      |
| 4-4 (1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり                    |   |  |      |
| 4-4 (1) ① 市民とつくる身近な公園の拡充                    |   |  |      |
| 4-4 (1) (ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発             | <p>【重点施策】</p> <p>・現在、身近な公園プロデュース事業については、9団体が登録し、13公園において花壇の設置やその後の手入れなどの活動を実施しています。市のホームページで参加者の募集と同時に、事業説明や実施事例の紹介を掲載しています。</p> <p>・都市公園への愛着や事業の拡大を目指し、情報発信の方法について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえ、引き続き、身近な公園プロデュース事業の普及・啓発を図ります。</p>  | <p>○平成30年度:34公園(36団体)<br/>○令和元年度:48公園(50団体)<br/>○令和2年度:56公園(58団体)</p>                                    | 77   |
| 4-4 (1) (イ) 都市公園におけるニーズ調査                   | <p>【重点施策】</p> <p>・現在の都市公園のあり方について市民に調査した結果、「自然が多い公園が良い」、「日影がある公園が欲しい」、「動植物などと触れ合える公園が欲しい」など様々なニーズがありました。こうしたニーズと既存の都市公園の機能との間に大きな差があることが都市公園の利用者の減少などにつながっていると考えられます。</p> <p>・既存の都市公園の再整備および新規の都市公園の整備などにおける基礎データとして、地域自治会や子ども会などと連携し、利用者のニーズ調査に取り組んでいきます。</p>  | <p>・毎年、アンケート調査を実施<br/>○平成29年度<br/>小田原こどもの森公園わんぱくランドにおいて、利用者アンケートを反映し、遊具の種類やカラーを決定し更新。</p>                | 78   |
| 4-4 (2) 市民のプロデュース力の向上                       |   |  |      |
| 4-4 (2) (ア) 「(仮称)公園プロデュース講習会」の開催            | <p>【重点施策】</p> <p>・身近な公園プロデュース事業へ参加している登録団体を対象とし、公園プロデュース力向上のため、公園の計画や管理についての基礎を学ぶ講習会の開催に取り組みます。</p> <p>・この講習会の開催を通じて、公園づくりに意欲のある人材発掘や仲間づくり、修了生による公園プロデュース団体構成の促進など基盤づくりにつなげます。</p>  |  | 79   |



| 施策名                                     | 事業内容  | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号 |
|---|---|--|------|
| 4-4-3 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます。  |   |  |      |
| 4-4 (1) 都市公園での多世代交流の促進                  |   |  |      |
| 4-4 (1) ① 都市公園整備への市民参加                  |   |  |      |
| 4-4 (1) ①                               | <p>【重点施策】<br/>ア) 都市公園整備時における地域の住民意見の反映</p> <p>・既存の都市公園の再整備および都市公園の新規整備に際して、整備後に公園への愛着を持っていただけるように、多世代にわたる利用者のニーズを把握し、整備に取り組んでいきます。<br/>・住民の意見の反映にあたっては、地域の自治会や子ども会などと連携し、整備に当たりワークショップを行うなど、計画の段階から地域住民との交流が図られるような仕組みづくりの検討を行います。</p>  | <p>○平成28年度 地域住民の意見を反映し、森戸公園の健康遊具をスウィング遊具に更新。<br/>○平成29年度 小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおいて、利用者アンケートを反映し、遊具の種類やカラーを決定し更新。<br/>・森戸公園において、地域住民の意見を反映し、「うんてい」から健康遊具に更新。<br/>○平成30年度 地元自治会や商店会と協議、決定した内容を踏まえ、公共施設の広場を活用し、川東タウンセンターマロニエふれあい公園を整備。<br/>○令和2年度 地域住民の意見を反映し、板橋入谷津公園、小舟森公園、中里第二公園の遊具更新を実施。</p> | 80   |
| 4-4 (1) ② 都市公園での多世代交流の促進                |   |  |      |
| 4-4 (1) ②                               | <p>ア) プロダクティブエイジングの推進</p> <p>・本市では、元気なシニア層の力を地域の活力につなげていくプロダクティブエイジングを推進しています。<br/>・シルバー人材センター等の団体からの協力により、元気なシニア層の力を活かして地域のコミュニティの場の一つでもある都市公園の維持管理などに取り組み、子どもたちとの交流の機会をつくるなど、都市公園での多世代交流を促進します。</p>   |  | 81   |
| 4-4 (1) ②                               | <p>イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進</p> <p>・身近な公園として各地域に存在する都市公園では、納涼祭などの地域の祭りやベタンクやドッジボールなどのスポーツ大会、昔ながらの遊びなどを通じ地域の親睦を深めるための交流会、地域の防災力を高める防災訓練などにより活用されており、小田原こどもの森公園わんぱくらんどや小田原フラワーカーテンなどを中心とした大規模な公園では、木工教室やみどりに関するイベントなどが開催されています。都市公園では多くの世代が活動する場として利用され、その活動を通して多世代にわたる人と人との交流が生まれています。<br/>・引続き、既存の都市公園を活用した多世代交流の促進を図ります。</p>                         | <p>○平成28年度 公園内行為許可：156件<br/>○平成29年度 公園内行為許可：159件<br/>○平成30年度 公園内行為許可：169件<br/>○令和元年度 公園内行為許可：150件<br/>○令和2年度 公園内行為許可：59件</p>   | 82   |
| 4-4 (2) 公園空間の利活用の促進                     |   |  |      |
| 4-4 (2) ① 市民団体等による都市公園利活用の促進            |   |  |      |
| 4-4 (2) ①                               | <p>ア) 市民等の都市公園の利活用の促進</p> <p>・小田原フラワーカーテンのトロピカルドームは環境事業センターからの排熱を利用して、環境と自然を学べる場でもあることから、公園は環境教育や自然学習の場としても非常に有効なツールです。また、上府中公園では、サッカーや野球など本格的なスポーツ利用、子育て中の親子連れによるグループ利用、高齢者が健康増進を目的としてジョギングを楽しむなど、都市公園は多様なニーズに対応する貴重な広場となっています。<br/>・このような都市公園が持つ個性や特徴について、認知していただくための情報発信を強化したり、より利用しやすい都市公園となるよう、利用者のニーズ調査と併せた整備を実施するなどの手法を用いて、都市公園の利活用の促進を図ります。</p> | <p>○小田原フラワーカーテン利用実績<br/>・平成29年度 11小学校、559人<br/>・平成30年度 12小学校、685人<br/>・令和元年度 15小学校、861人<br/>・令和2年度 4小学校、687人</p>   | 83   |
| 4-4 (2) ①                               | <p>イ) 都市公園における提案型協働事業制度の活用促進</p> <p>・市民団体との協働事業として、子ども達の自主性や創造性を育む遊びを提供するプレイパークを実施しています。また、上府中公園においては、指定管理者の自主事業としてもプレイパークを導入し、開催しています。<br/>・幼稚園や小学校などの遠足での利用や社会福祉施設などによるシニア世代の健康づくりなど、市からの働きかけを強化し、さまざまな団体等による公園の利活用の促進を図ります。</p>  | <p>○プレイパーク実績<br/>・平成28年度 6回<br/>・平成29年度 9回<br/>・平成30年度 10回<br/>・令和元年度 10回<br/>・令和2年度 1回</p>  | 84   |
| 4-4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります。 |   |  |      |
| 4-4 (1) 地域の防災性能向上                       |   |  |      |
| 4-4 (1) ① 都市公園における災害への防備                |   |  |      |
| 4-4 (1) ①                               | <p>ア) 身近な公園(街区公園※)における防災機能の確保の支援</p> <p>・多くの街区公園では、自治会等による防災倉庫等が設置されるなど、身近な防災スペースとしても機能しています。<br/>・引き続き、街区公園において、地域住民のニーズと非常時における自治会等の体制に即した災害防備に対応し、防災機能の確保について支援します。</p>  | <p>○防災倉庫の占用用許可実績<br/>・平成28年度 5件<br/>・平成29年度 5件<br/>・平成30年度 2件<br/>・令和元年度 9件<br/>・令和2年度 1件</p>  | 85   |
| 4-4 (1) ①                               | <p>イ) 都市公園における災害時の対応</p> <p>・地域防災計画において、都市公園12か所は、ヘリコプター臨時離着陸場や応急仮設住宅候補地等に位置づけられ、重要な防災拠点としての機能を担っています。<br/>・震災や火災等の災害発生時には迅速な対応が迫られることから、緊急時に支障なく使用できるよう、日常の管理により、適正な状態を維持するよう努めます。</p>   | <p>○公園プロデュースの登録団体<br/>・平成28年度 17件<br/>・平成29年度 9件<br/>・平成30年度 9件<br/>・令和2年度 9件</p>  | 86   |

| 施策名                                  | 事業内容   | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))   | 施策番号 |
|--------------------------------------|--|---|------|
| 基本方針5 市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます    |  |   |      |
| 5-5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います。      |  |   |      |
| 5-5 (1)緑化に関する市民等の興味・関心の育成            |  |   |      |
| 5-5 (1)①緑化に関する普及・啓発                  |  |   |      |
| 5-5 (1) (ア)花とみどりの講習会の拡充              | <p>・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、植物学学習の推進のため指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得するための各種講座を開催しています。今後は、指定管理者との協議により、講座の質を高めるとともに、初心者向け講座の開催により緑化に興味をもつきっかけとなるまで学ぶ機会を拡充することで、花やみどりのファンやガーデナーを増やすとともに、花やみどりの知識と技術力の向上につながる仕組みをつくり、みどりのまちづくりへの関心を高めます。</p>   | <p>○成人向けの花苗育成講習会<br/> 平成29年度 4回(延べ142人)<br/> 平成30年度 4回(延べ176人)<br/> 令和元年度 4回(延べ201人)<br/> 令和2年度 (コロナのため開催見送り)<br/> ○花育(幼児期から花とみどりに触れ合う機会を与える)<br/> 平成29年度 公立保育所5園<br/> 平成30年度 公立幼稚園6園を追加<br/> 令和元年度 私立保育所5園を追加<br/> 令和2年度 私立保育所10園を追加</p> | 87   |
| 5-5 (1) (イ)きらめき出前講座の活用               | <p>・本市では、市内在住・在勤・在学の方を対象に行政の取り組みや職員の専門知識を活かしたお話をお届けする「きらめき出前講座」を実施しています。<br/> ・現在、みどり分野における講座は「みんなの公園」、「身のまわりに花と緑を増やそう」の2講座を用意しています。公園の利用マナーや遊び方など児童を対象とした基礎的なものから、季節の花やみどりの管理方法などの専門的な知識を習得したい方向けのものまで、そのレベルや対象者に合わせた内容の見直しを図り、出前講座の実施による緑化の普及・啓発に努めます。</p>   | <p>○緑化の取り組みを検討したい団体に対し、専門家を派遣する「みどりのまちづくりアドバイザー制度」を実施。<br/> 平成29年度 3件<br/> 平成30年度 4件<br/> 令和元年度 2件</p>  | 88   |
| 5-5 (1) (ウ)まちぐるみ花とみどりイベントの実施         | <p>・本市では、うめ、さくら、あじさい、花菖蒲、菊花と、四季の花に応じたイベントが開催されています。これら花の名所での観賞イベントを活用し、緑化の啓発につながる企画を実施します。<br/> ・また、全国的な都市緑化推進運動(4～6月)または都市緑化月間(10月)などの期間に合せ、小田原フラワーガーデンや辻村植物公園、上府中公園などにおいて、企業協賛、市民ボランティアとの協働により「みどりを知る・学ぶ・創る・育てる・公開する」などをテーマとしたイベントを開催するなど、その仕組みの検討を行います。</p>   |   | 89   |
| 5-5 (1)②市民・企業の緑化活動の支援                |  |   |      |
| 5-5 (1) (ア)グリーンカーテンの普及・啓発            | <p>・平成23年度から、家庭でできる身近な省エネ・節電対策の一環として、直射日光を遮り、夏期の冷房使用の低減を目的としたグリーンカーテンに取り組みようとする市民を対象に、ゴーヤの苗を無料配布し、グリーンカーテンの育て方について講習会を開催しています。<br/> ・引き続き、グリーンカーテンの苗配布を実施し、身近な民有地緑化につなげていきます。</p>  | <p>○平成28年度:50世帯<br/> ○平成29年度:50世帯<br/> ○平成30年度:50世帯<br/> ○令和元年度:50世帯</p>  | 90   |
| 5-5 (1) (イ)緑化活動等に関する表彰制度の創設          | <p>・ガーデニングなどの緑化活動に取り組む意欲をより高めるため、公開性のある庭づくりや市民や企業の緑化活動に対する表彰制度を創設し、緑化活動の普及・啓発に取り組めます。</p>  |   | 91   |
| 5-5 (1)③緑化関連情報の発信                    |  |   |      |
| 5-5 (1) (ア)市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発  | <p>・みどりのまちづくりに関する市民や企業の主体的な意思が反映できる緑化推進制度として、緑地協定制度、市民緑地制度、地区計画の決定による緑化率条例制度などがあります。<br/> ・市民や企業に対し、これらの各種制度の普及・啓発を行い、緑化施策の幅を広げ地域の特色や実情に合わせた緑化の推進を支援します。</p>   |   | 92   |
| 5-5 (1) (イ)市民・企業によるみどりのまちづくり活動紹介     | <p>・みどりに関する施策や事業、公園や道路、河川等における緑化活動、住宅や事業所の接道部緑化などの市民や企業の緑化活動、みどりのまちづくりの大切さや意義についての普及・啓発に取り組めます。</p>  | <p>○市ホームページへの掲載(グリーンライフサークル、小田原駅周辺の花の回廊づくり、民有地緑化など)</p>   | 93   |
| 5-5 (2)みどりの整備・管理に関わる市民力の強化           |  |   |      |
| 5-5 (2)①みどりのまちづくりに関する環境教育の推進         |  |   |      |
| 5-5 (2) (ア)環境教育事業の拡充                 | <p>・本市では「地域ぐるみで子どもを見守り育てよう」、「地域コミュニティ全体が学び舎」などの考えから、地域で「スクールコミュニティ」の取り組みが行われています。本市は森林や農地、公園、河川、海岸など多様な資源があり、学ぶ環境に恵まれていることから、すでに実施されている環境教育事業(1-2(2)②ウ)に、本市特有の資源を学習素材とした新たなカリキュラムの充実を図り、子どもたちの環境教育事業の推進を図ります。</p>  | <p>○事業実績<br/> 平成28年度:市内小学校8校、合計440人<br/> 平成29年度:市内小学校9校、合計643人<br/> 平成30年度:市内小学校8校、合計586人<br/> 令和元年度:市内小学校13校、合計972人</p>  | 94   |
| 5-5 (2)②みどりの保全・育成・管理に関わる人材育成         |  |   |      |
| 5-5 (2) (ア)森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立 | <p>・市民と行政が連携し、市は養成講座等の研修会を実施するなど、森づくりボランティアを育成します。修了者に市内の森づくり活動団体を紹介する、または修了者がボランティア団体を構成した場合、ボランティア活動を希望する土地所有者を紹介するなど、ボランティア活動に対して効果的な支援を行うことで、協働による次世代につなぐ森づくり活動の推進を図ります。<br/> ・市内には、県の里地里山活動認定の団体のほか、樹林地において継続的に森づくり活動を行っている複数の団体があります。これを森づくり活動団体として市が認定し、年間の活動計画の承認を受けることで、市は研修を修了したボランティアを紹介したり、より高度な技術研修を行うなどして支援を実施します。</p> |   | 95   |
| 5-5 (2) (イ)農業に参画しやすい環境づくり            | <p>・農業者の高齢化や後継者不在など担い手不足の農家が増加し、遊休化している農地も抱えています。一方では、都市化の進展に伴い土や自然とのふれあいを求める市民がいます。<br/> ・そこで、農地の有効活用を図るとともに、農作業を通じた栽培技術の習得や健康づくりなど市民の余暇の充実と農業への理解を深め、農業の振興を図るため、農業者や市民団体と連携して、シニア層を中心とする市民が農業に参画しやすい環境づくりの推進を図ります。</p>   | <p>○令和元年度 1団体を認定</p>  | 96   |

| 施策名                                  | 事業内容   | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号 |
|--------------------------------------|--|--|------|
| 5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます。     |  |  |      |
| 5 (1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進       |  |  |      |
| 6 (1) ①市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクト(再掲)   | 再掲(○森林:No.24, No.25 ○農地:No.23, No.33 ○海岸:No.16 ○河川・水路:No.97, No.32, No.34, No.35, No.36, No.38 ○都市公園:No.77 ○公共施設等:No.49, No.51, No.57, No.58, No.59)   |  | 再掲   |
| 5 (1) ②みどりに係る企業のCSR(企業の社会的責任)活動の場の提供 |  |  |      |
| 5 (1) ② ア)みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CSR活動は企業の様々な社会貢献活動として関心が高まっており、平成26年度に行った市内企業アンケートによると、実際にCSR活動を実施している企業も多く、CSR活動について機会があれば取り組みたいという回答が多くありました。</li> <li>・商工会との連携やホームページなどを活用し、緑化に関するCSR活動に取り組みたい企業に対して、その手法や場所などについての相談受付や指導を行い、みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28～29年度</li> <li>・「ライオンおだわらの森」ボランティア活動の実施</li> <li>・スポンサー花壇事業実施要綱策定</li> <li>○令和元年度</li> <li>スポンサー花壇事業 4基</li> <li>○令和2年度</li> <li>スポンサー花壇事業 10基</li> </ul>  | 97   |
| 5 (1) ② イ)「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に行った市内企業アンケートによると、スポンサー制の花壇事業への参加可能性については、約半数の企業から参加の可能性があるとの回答をいただいています。</li> <li>・CSR活動の一つとして、中心市街地や小田原駅、鴨宮駅などにおける植栽地に企業のPRプレートを取付け、花壇の維持・管理を行っていただく、もしくは維持管理を行う市民団体等に対しその費用を支援していただく「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」に取り組みます。</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年度</li> <li>・小田原駅東口ペDESTリアンデッキにスタンディング花かざり10基を設置。</li> <li>・スポンサー花壇事業実施要綱策定</li> <li>○令和元年度</li> <li>・スポンサー花壇事業 4基</li> <li>・花かざりの維持管理サポーター制度開始。</li> <li>○令和2年度</li> <li>スポンサー花壇事業 10基</li> </ul> | 98   |

| 施策名                                       | 事業内容                     | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号 |
|---|--------------------------|--|------|
| 基本方針6 持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります          |                          |  |      |
| 6-6-1 多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します。 |                          |  |      |
| 6-6 (1) 都市公園の再整備(リニューアル)の推進               |                          |  |      |
| 6-6 (1) ① 都市公園の再整備方針の策定                   |                          |  |      |
| 6-6 (1) ア                                 | 都市公園の再整備方針の策定            | ・少子高齢化や人口減少の進展により、市内に存在している既存の都市公園をどう活用していくのが課題になっていきます。こうした社会情勢の変化に伴う、公園利用ニーズの変化や利用者の多様化を考慮し、新たな公園の管理や運営、再整備のあり方を検討する必要があります。<br>・公園の新たな活用方法、公園の指定管理者制度の活用、民間活力の導入などによる公園利用者サービスの向上など、パークマネジメントの概念も意識した都市公園の再整備方針の策定を行います。                      | 99   |
| 6-6 (1) ② 持続可能な公園のための仕組みづくり               |                          |  |      |
| 6-6 (1) ア                                 | 指定管理者による自主事業の活用          | ・小田原フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園、上府中公園の指定管理者公募に際し、緑化の普及・啓発や環境学習、子育て支援等、さまざまな視点からの取り組みを自主事業として提案・展開してもらおう要求し、指定管理者が一体となった事業の展開を図ります。   | 100  |
| 6-6 (1) イ                                 | 都市公園の魅力向上のための収益還元の仕組みづくり | ・都市公園法に基づく公園施設の設置管理許可制度の活用や小田原市都市公園条例に基づく使用許可、また、イベント開催時における緑化啓発活動と併せた募金活動など、都市公園の活用により発生する収益を増加させ、それを公園の整備や維持・管理に還元し、公園の魅力や利用者サービスを向上させることで来園者のさらなる増加へと循環していく仕組みづくりの検討を行います。  | 101  |
| 6-6 (1) ウ                                 | 公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討 | ・公園に市民が関与できるような取り組みが少ない状況がある一方で、市民からは取り組んでいない理由として「きっかけが無い」「やり方がわからない」という声が出ています。また、行政が担ってきた公園の施設等の整備・管理は、今後、市民・企業・団体・行政が連携を図り、「新しい公共」による取り組みが求められます。<br>・こうした要請を踏まえ、都市公園法に基づく公園の施設の設置管理許可制度の活用や、公園や施設のネーミングライツなど、民間企業が持つノウハウの活用や民間活力導入の検討を行います。 | 102  |
| 6-6 (1) エ                                 | 公園施設等の寄付受納制度の検討          | ・公園に市民が関与できるような取り組みが少ない状況がある一方で、市民からは取り組んでいない理由として「きっかけが無い」「やり方がわからない」という声が出ています。また、行政が担ってきた公園の施設等の整備・管理は、今後、市民・企業・団体・行政が連携を図り、「新しい公共」による取り組みが求められます。<br>・こうした要請を踏まえ、都市公園法に基づく公園の施設の設置管理許可制度の活用や、公園や施設のネーミングライツなど、民間企業が持つノウハウの活用や民間活力導入の検討を行います。 | 103  |
| 6-6 (1) ③ 都市公園のストック適正化                    |                          |  |      |
| 6-6 (1) ア                                 | 都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討 | ・本市の都市計画公園のうち、中央公園(城址公園・城山公園)、河原公園、板橋公園の3箇所は公園として利用されていますが、一部長期にわたり整備に着手できていない区域があります。この区域については、都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(平成27年3月神奈川県策定)に基づき、必要性を検証しうえで見直しを行います。<br>・また、今後も必要に応じて、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインに基づき見直しを検討します。                                    | 104  |
| 7-6 (1) イ                                 | 開発行為等による提供公園配置基準の見直しの検討  | No.73再掲  | 73再掲 |
| 8-6 (1) ウ                                 | 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施   | No.76再掲  | 76再掲 |
| 6-6 (2) 持続可能なみどりのための資金循環                  |                          |  |      |
| 6-6 (2) ① ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築         |                          |  |      |
| 6-6 (2) ア                                 | ふるさとみどり基金の活用基準の作成や体制づくり  | ・ふるさとみどり基金は、昭和61年に目標積立額を10億円とし、運用利子を緑化等の事業充てる目的で設置しました。<br>・緑化の推進や支援などを実施するには、まとまった資金が必要となります。本市におけるみどりのマネジメントを確立するうえで、ふるさとみどり基金は貴重な原資であることから、今後20年間で実施する事業の推進に有効に活用します。<br>・この基金のあり方について検証し、基金を緑化の推進や公園の整備などに活用するための基準や体制作り等の検討を行い、基金の強化を図ります。  | 105  |
| 6-6 (2) イ                                 | ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築     | ・今後の継続的な緑化の推進や支援には、ふるさとみどり基金をより有効に活用して取り組む必要があります。<br>・そこで、ふるさとみどり基金への寄付機会等の拡充による安定的な寄付と、それによる緑化の推進や支援を継続的に行うための資金循環の仕組みづくりに取り組みます。  | 106  |
| 6-6 (2) ウ                                 | ふるさとみどり基金の「見える化」の推進      | ・イベント開催時における緑化啓発活動と併せた募金など、わかりやすい募金活動を行うとともに、ふるさとみどり基金の透明性の確保やその存在を知ってもらうため、寄付件数や寄付額などの状況、使途が分かる事業紹介やそれに対する効果などの情報を発信し、ふるさとみどり基金制度の「見える化」に取り組みます。  | 107  |

| 施策名                              | 事業内容   | 実績(平成28年～令和2年度(11月末))  | 施策番号 |
|----------------------------------|--|--|------|
| 6 (3) みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化  |  |  |      |
| 6 (3) ① 地域の緑化団体への支援の拡充           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的な空間に花を植栽し維持・管理活動を行う団体は、市が開催する花苗講習会を受講して登録のうえ、花苗を提供していますが、人材不足により活動の維持が困難になってきているという課題があります。</li> <li>・持続的な緑化活動につながる人材確保を目指し、緑化活動を行う登録済の団体やこれから新規登録する団体の活動を広報でPRするなど、支援を実施します。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の緑化団体に活動報告を求め、活動内容を公表するための要項を策定。</li> <li>・地域の緑化団体の活動報告等により活動内容を確認し、市ホームページで公表。</li> </ul> </li> </ul>  | 108  |
| 6 (3) ② 公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来のみどりを確保するうえでは、緑化に関わる人材育成が欠かせません。</li> <li>・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得するための各種講座を開催しています。</li> <li>・緑化講習会等の開催など、みどりに関わる人材を育成する取り組みについて、指定管理者がもっている知識や企画力などを活かし、市民が将来の緑化に関わる担い手となるよう、指定管理者との協議により、人材育成への取り組みを促進します。</li> </ul> | ○指定管理者との協議により、人材育成への取り組みを促進。(職場体験)   | 109  |
| 6 (3) ③ 他分野の団体との連携・協力            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で展開されている緑化や、森林保全、環境保護に関する体験では、みどり・農業・環境など様々な分野の団体が活動を実施しています。</li> <li>・それぞれの団体の情報交換などを通して連携・協力し、みどり分野全体での担い手の育成につながる仕組みづくりに取り組みます。</li> </ul>   |  | 110  |
| 6 (4) みどり施策の進行管理のための取り組み         |  |  |      |
| 6 (4) ① 「(仮称)小田原のみどり公園協議会」等の設置検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂した緑の基本計画の目標や施策について、達成状況や進捗状況の確認を行い、「PDCAサイクル」により必要な改善に取り組み、適切な進行管理を行うため、学識経験者を含めた「(仮称)小田原のみどり公園協議会」を創設します。この協議会を通して、事業実施上の課題整理やふるさとみどり基金の利用方針などについて協議していきます。</li> <li>・概ね5年ごとの緑被調査や市民アンケート等の実施と併せ、事業評価を行い、計画内容の見直しの検討を行います。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>7月「小田原のみどりの審議会」を設立。</li> </ul> </li> <li>○平成30年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹の管理、小田原こどもの森わんぱくランドリニューアル事業について審議を行い、緑の基本計画の進捗状況の報告を実施。</li> </ul> </li> <li>○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり公園課所管の条例改正のほか、緑の基本計画の進捗状況の報告、久野霊園の合葬式墓地基本設計、小田原市緑の基本計画の改訂(見直し)の基本方針(案)について審議を実施。</li> </ul> </li> <li>○令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市緑の基本計画改定版骨子(案)について、審議を行なうほか、久野霊園合葬式墓地実施設計(造成工事)などを報告。</li> </ul> </li> </ul> | 111  |

## 2-2. 緑の基本計画改訂後の変更一覧

小田原市における、緑の基本計画の改訂(令和3年4月)から令和7年度までの5年間の緑化施策内容の変更は次のとおりです。

| 施策名                              | 事業内容   | 施策番号 |
|----------------------------------|--|------|
| 基本方針1 森・里・海のみどり「つなぐみどり」を未来に継承します |  |      |
| 1-1 “まちを取り巻くみどり”(森・里・海)を守り継承します。 |  |      |
| 1 (1)まちを取り巻くみどり『森』の保全・活用         |  |      |
| 1 (1)①法・条例に基づく地域指定による森林等の保全・活用   |  |      |
| 1 (1) (イ)森林計画制度の適正な運用            | <ul style="list-style-type: none"> <li>「森林法」に基づき、(県内の森林整備及び保全の基本的事項について県が定める)地域森林計画で対象とされている民有林(国が所有する国有林以外の森林)4,191haについて、小田原市森林整備計画では、伐採、造林、保育等の森林整備の規範となる基本的事項等を定めています。地域森林計画対象民有林(保安林以外)で行う場合には市への事前の届出が義務づけられるなど、市による森林状況の把握と必要により指導が行われ、また、森林において面積が1haを超える開発行為等を行う場合は、森林の有する公益的機能を阻害しないよう県の林地開発許可が必要です。</li> <li>引き続き、神奈川県と連携して、民有林における適正な保全と利用の推進を図ります。</li> </ul>   | 4    |
| 1 (1) (オ)風致地区の適正な運用              | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市南西部、江之浦地区の一部に広がる森林はみどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新築・増築・改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。</li> <li>引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。</li> </ul>   | 5    |
| 1 (1)②市民等との協働による森林の保全・活用         |  |      |
| 1 (1) (イ)水源環境の保全・再生(地域水源林整備事業)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では神奈川県からの補助金を活用し、計画的、主体的に森林の荒廃に歯止めを掛け、水源涵養など公益的機能を高度に発揮する森林をめざす地域水源林整備事業を実施しています。</li> <li>片浦・早川・大窪地域等は、地域の水源環境の保全・再生上重要な森林があることから、森林所有者や森林組合等と連携を図り、その保全・再生について、推進を図ります。</li> </ul>  | 7    |
| 1 (2)まちを取り巻くみどり『里』の保全・活用         |  |      |
| 1 (2)①農地制度の適正な運用と農地保全            |  |      |
| 1 (2)②農業・農村環境の多面的機能の活用           |  |      |
| 1 (2) (ア)農業への理解の促進と交流の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、食と農業とのつながりを見つめなおし、農業に対する市民等の理解を深め、市民等と農家との交流により、互いに学び合える取り組みとして関係団体と連携して実施しています。</li> <li>また、本市の農村が都市と隣接することから、農村の地域資源を活用して、早川地区では「みかんの木オーナー制度」、下中地区では「たまねぎのオーナー制度」を実施しています。</li> <li>引き続き、関係団体と連携しながら活動を実施します。また、農業者による都市住民との交流事業の取り組みの支援を実施します。</li> </ul>   | 12   |
| 1 (3)まちを取り巻く『海』の保全・活用            |  |      |
| 1 (3)①法に基づく地域指定による海辺のみどりの保全      |  |      |
| 1 (3) (ア)風致地区の適正な運用              | <ul style="list-style-type: none"> <li>相模湾に面する海岸の風致を維持するため、前川地区から江之浦地区にかけての海岸沿いは、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新築・増築・改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。</li> <li>引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。</li> </ul>  | 13   |
| 1 (3)②海岸環境の保全・活用                 |  |      |
| 1 (3) (ア)小田原漁港海岸環境整備事業の促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>御幸の浜周辺の海岸では、昭和23年から昭和63年の40年間で海岸線が約20m後退しました。海水浴場の砂浜の減少や海岸背後地への影響が懸念されたことから、平成元年度から小田原漁港海岸環境整備事業に着手し、浜町から南町にかけての約2.1kmの間に、突堤や人工リーフなどの海岸保全施設の整備を行うとともに、酒匂川の飯泉取水堰に堆積した砂を使って養浜を行っています。</li> <li>また、平成27年3月に小田原海岸を含む「相模灘沿岸海岸保全基本計画」の改定が行われ、小田原漁港海岸の整備の方針として、浜町・本町地区はモニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じ適切な管理を行っています。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観への配慮にも努めていきます。</li> <li>引き続き、神奈川県と連携し、整備の促進を図ります。</li> </ul> | 14   |



| 施策名                                    | 事業内容  | 施策番号 |
|--|---|------|
| 1-3 “水と緑のネットワーク”の形成の促進を図ります。           |   |      |
| 1-3 (1) 生物生息空間の保全                      |   |      |
| 1-3 (1) ① 条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護       |   |      |
| 1-3 (1) (1) ア 酒匂川水系のメダカの生息地、コアジサシの郷の保護 | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒匂川水系に生息するメダカは固有の遺伝子を持つ野生種で、絶滅危惧Ⅱ類(環境省。絶滅の危険が増大している種)に選定されています。また、夏鳥のコアジサシも市内において見ることはできますが、こちらも絶滅危惧Ⅱ類に選定されています。</li> <li>本市では、緑と生き物を守り育てる条例に基づき、「酒匂川水系のメダカの生息地」と「コアジサシの郷」を「野生の生き物保護区」として指定しています。</li> <li>引き続き、酒匂川水系のメダカの生息地とコアジサシの郷の保護に努めます。</li> </ul>  | 29   |
| 1-3 (1) (2) 生物生息環境の保全・種の保存             |   |      |
| 1-3 (1) (2) ア 特定外来生物の除去                | <ul style="list-style-type: none"> <li>在来生物の保護のため、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」が定められています。本市では、アライグマやオオクチバス(ブラックバス)、オオキンケイギクなどが確認されており、捕獲等に取り組んでいます。</li> <li>引き続き、特定外来生物の除去による生態系等の維持に取り組めます。</li> </ul>   | 30   |
| 1-3 (1) (2) イ メダカのお父さんお母さん制度の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>メダカに関する種の保存を目的に、メダカのお父さんお母さんを募集し、家庭などで飼育に取り組んでもらうメダカのお父さんお母さん制度を平成11年から開始し、登録者は延べ2,000世帯を超えています。</li> <li>引き続き、本制度によるメダカの保護育成に対する意識の啓発に取り組めます。</li> </ul>  | 31   |
| 1-3 (1) (2) ウ コアジサシの郷づくり事業の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>コアジサシは4月初旬から飛来し、7月中旬に渡りが始まるまで、酒匂川で営巣・子育てを行います。本市では保護区指定のほか、良好な環境で子育てできるよう、市民参加により、営巣地となる酒匂川の中州の環境整備を行ってきましたが、近年、保護区においてコアジサシの営巣が確認できないことから、平成27年度から環境づくり事業を休止し、日本野鳥の会神奈川支部小田原ブロックの協力をいただき、コアジサシの観察会や勉強会等を行うこととしています。</li> <li>令和元年度には、過去10年で最多となる200羽の飛来を確認しました。今後も引き続き、市民や団体と連携して保護していくとともに、自然豊かで美しい酒匂川のシンボリックな存在である市の鳥コアジサシを多くの市民に知ってもらい、市民の環境保全意識の醸成を図っていきます。</li> </ul>                    | 32   |
| 1-3 (1) (2) エ サシバが営巣できる環境の再生(休耕田の復活)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>水田は多様な生物の生息場所となる身近なみどりですが、近年は後継者不足などによる耕作放棄地が増えています。市内沼代では市民活動団体である「サシバプロジェクト(日本野鳥の会有志)」が、サシバが営巣できる環境の再生を目指し、休耕田を水田として復活させるため、休耕田の草刈りや田植えのイベントなどを開催し、その活動を行っています。</li> <li>引き続き、サシバプロジェクトの活動を支援し、サシバが営巣できる環境の再生に取り組むとともに、市民の環境保全意識の醸成を図っていきます。</li> </ul>  | 33   |
| 1-3 (1) (2) オ 酒匂川水系保全事業の推進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒匂川水系保全協議会では、酒匂川の豊かな自然環境を将来の世代へと引き継ぐための取組を推進しています。会員は、酒匂川流域自治体関係(神奈川県、静岡県、小田原市など15団体)、農林漁業・水利関係者8団体、工場・事業場・砂利関係者59団体、計82団体となっています。(令和2年1月)</li> <li>流域が一体となって、「アユの放流体験」、「環境保全講演会」、「酒匂川フォトコンテスト」などを実施しています。</li> <li>引き続き、酒匂川水系環境保全事業の推進を図ります。</li> </ul>   | 34   |
| 1-3 (2) 水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供           |   |      |
| 1-3 (2) ① 水辺の環境再生・美化                   |   |      |
| 1-3 (2) (1) ア 環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境再生プロジェクトの一環として進められている事業の一つです。市のシンボルであり、豊かな恵みをもたらす酒匂川の美化保全活動として、酒匂川左岸の小田原大橋付近の土手において、市民や自治会、企業や団体と連携し、植栽管理を行い、“ごみを拾う”から“ごみを捨てさせない”環境づくりの意識を高めています。</li> <li>引き続き、環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進を図ります。</li> </ul>  | 35   |
| 1-3 (2) (1) イ 河川のアダプトプログラムの推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>柳新田、小八幡川、下菊川、鬼柳桑原排水路等で、草刈りやごみ拾いなど市民参加による河川の美化活動を実施しています。</li> <li>引き続き、これらの美化活動を通して、河川環境の維持に対する意識の啓発を行うとともに、市民参加によるアダプトプログラムの推進を図ります。</li> </ul>   | 36   |
| 1-3 (2) ② 水辺の親水機能等の保全・創出               |   |      |
| 1-3 (2) (2) ア 河川環境整備事業の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市北部に広がる田園地域を縦横に走る水路は、地域の骨格をなす空間であり、水郷のような景観を呈しています。水路は水田を潤すだけでなく、動植物の生息空間等としても重要な働きをしています。しかしながら、地区のなかには耕作者の高齢化により耕作放棄地が見受けられるなど、このままの状態が放置されると水路周辺も荒廃し、水質や動植物への悪影響が懸念されています。</li> <li>そこで水質の改善効果の予測や自然浄化・水循環の機能等、環境機能向上を前提とした護岸の整備計画を広域的に策定し、今後「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づく水源環境保全・再生特別交付金を受け、河川環境整備事業(多自然水路整備計画策定等)を進めることとしています。</li> <li>引き続き、他の地区においても、自然環境に配慮した河川環境整備事業の推進を図ります。</li> </ul> | 37   |



| 施策名                            | 事業内容  | 施策番号 |
|--------------------------------|---|------|
| 基本方針2 まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します  |   |      |
| 2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます。 |   |      |
| 2 (1) 法や条例に基づく民有地における緑化推進      |   |      |
| 2 (2) ① 民有地の緑化推進制度             |   |      |
| 2 (2) (1) (ウ)                  | <p>みどりの協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの協定は、神奈川県「自然環境保全条例」によるものと「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」によるものがあります。どちらも1ha以上の開発行為を対象に緑地の配置を求めるもので、協定期間は10年間としており、これまで県・市合せて31件の協定を結んでいます。</li> <li>引き続き、みどりの協定の締結、継続に向けた更新を促します。</li> </ul>  | 41   |
| 2 (2) (1) (エ)                  | <p>風致地区の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小田原城址、城山および海岸の各地区については、みどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新築・増築・改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。</li> <li>引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。</li> </ul>  | 42   |
| 2 (2) (1) (オ)                  | <p>生産緑地地区の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地地区は、市街地における貴重なみどりであることから、引き続き保全していきます。また、追加要件を満たす農地については、生産緑地地区に指定し、保全に努めていきます。</li> <li>平成29年の生産緑地法改正により、特定生産緑地制度※が創設され、また、生産緑地地区を定めることができる農地等の面積の下限を、法で一律に定められた「500㎡」から、市町村が地域の実情に応じて条例で「300㎡以上500㎡未満」の範囲で定めることができることになりました。都市農地の保全を図るため、指定要件を満たす生産緑地地区について特定生産緑地に指定するとともに、小田原市生産緑地地区の規模の特例に関する条例を制定し、立地適正化計画に基づく一般居住区域における生産緑地地区の面積要件を300㎡以上とし、また、生産緑地地区追加指定基準の緩和を行いました。</li> <li>※ 特定生産緑地制度<br/>生産緑地地区の指定から30年を経過すると、いつでも買取り申し出ができることになるが、市町村が特定生産緑地として指定することにより、買取り申し出ができる時期を10年間延長する制度。</li> </ul>  | 43   |
| 2 (2) (1) (カ)                  | <p>地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一体的に整備・保全を図る必要がある区域について、地区内の建築等に関する用途や高さなどのルールを定め、開発や建築行為を規制し、その地区の特性にふさわしい良好な街づくりを誘導する制度で、現在、11地区を決定しています</li> <li>これらの地区計画の中には、その環境に適した緑地に対する方針を立て、みどりの保全や創出の活動に取り組んでいる地区も存在しています。</li> <li>引き続き、地区計画制度の適正な運用と制度を活用した緑地の保全・創出を図ります。</li> </ul>  | 44   |
| 2 (2) ② 緑化関連制度の見直し検討           |   |      |
| 2 (2) (1) (イ)                  | <p>開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」により、原則500㎡以上の開発事業について植栽地の確保を努力義務とし、「道路に接した部分に配置するよう努めなければならない」等としています。</li> <li>条例及び施行規則における接道部の緑化の配置や量などに関する項目の見直しの必要性について、より効果的な緑化に誘導することができるよう、その検討を行います。</li> </ul>   | 46   |
| 2 (2) ② 市民によるみどりのまちづくり推進       |   |      |
| 2 (2) ① 民有地緑化の支援               |   |      |
| 2 (2) (4) (イ)                  | <p>【重点施策】<br/>民有地緑化支援制度等の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の道路に面した場所への樹木の植栽や生垣等による見える緑化と連携して将来の市民によるオープンガーデンにつながる住宅の庭等の緑化、工場や事業所などの一部を緑化するなど、民有地の緑化推進に当たり、美しいまちなみ景観と賑わい創出のため、公開性・視認性がある、質の高い緑化のための経費の一部を助成する「まちなか緑化助成事業補助金」を平成30年度に創設しました。</li> <li>引き続き、「まちなか緑化助成事業補助金」を活用し、民有地の緑化推進を図ります。</li> </ul>  | 48   |
| 2 (2) (5) (エ)                  | <p>【重点施策】<br/>都市廊政策による緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市廊政策については、花と緑あふれる歩行空間、にぎわいのある魅力的な商業空間、統一感のある調和のとれた景観の創造を図り、小田原駅周辺の居住を促進し、回遊性を高めることを目指すもので、庁内関係課で構成された3つの作業部会において、個別の取組のほか、令和元年度から、共通する重点テーマを設定し、更なる連携を深めながら、全庁的に取組を推進することとしています。</li> <li>都市廊政策における緑化の推進については、沿道民有地等に連続性や統一性も考慮しながらプランターや花壇を設置したり街路樹を植えるなど、花やみどりを効果的に配置することで、歩行者が回遊しやすくなる魅力的な空間を創出しています。</li> <li>その一環として、花とみどりあふれる街路の形成、さらなる賑わいの創出を目的とした「街なか緑化事業費補助金」を、商店会との協働により平成26年度から3か年のモデル事業として実施しました。</li> <li>モデル事業終了後も、良好な景観維持をしていくため、商店会と連携するなど、平成30年度に創出した「まちなか緑化助成事業補助金」を活用した民有地緑化を推進しています。</li> <li>引き続き、都市廊政策による緑化の推進を図ります。</li> </ul> | 50   |

| 施策名 |   | 事業内容  | 施策番号 |
|-----|---|---|------|
| 2   | 2 | (3)緑化モデルとしての公共施設の緑化推進   |      |
| 2   | 2 | (3)①公共施設の敷地の緑化  |      |
| 2   | 2 | (3)①ア)「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進  | 52   |
|     |   | ・市民が利用する市役所などの公共施設における植栽は、市民がふれあう機会も多いことから、良好なみどりの創出が望まれています。また、このような身近なみどりが良好に保たれることは、市民のみどりに対する愛着を持ってもらうことにつながります。<br>・公共施設に良好なみどりが創出できるよう、新たに公共施設を整備する場合や既存の施設において取り組める緑化など、状況に応じて取り組むための(仮称)公共施設緑化ガイドライン(案)を作成するとともに、庁内関係課と連携し公共施設における緑化の推進を図ります。   |      |
| 2   | 2 | (3)①イ)市立学校等の校庭(園庭)の芝生化の推進   | 53   |
|     |   | ・校庭・園庭の芝生化は、部分的な芝生化も含め、児童生徒の運動における安全性の確保や体力向上、また、砂塵防止や気温上昇抑止効果が期待できることから、課題の整理をするとともに、部分的な芝生化も視野に含め既存芝生施設校(園)の適切な維持管理に努めます。<br>・校庭・園庭の芝生化は、児童生徒の運動における安全性の確保や体力向上、また、砂塵防止や気温上昇抑止効果が期待できることから、平成21年度から芝生化を開始し、下府中小学校、新玉小学校、東富水幼稚園、酒匂幼稚園、下中幼稚園、矢作幼稚園、報徳幼稚園について全面芝生化に取り組みました。今後、「小田原市学校施設整備基本方針(平成26年2月)」に基づき、部分的な芝生化も視野に含め、検討を行います。   |      |
| 2   | 2 | (3)②道路空間の緑化(街路樹の整備・管理の再構築)  |      |
| 2   | 2 | (3)②【重点施策】ア)「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成  | 55   |
|     |   | ・街路樹は、最も身近なみどりのひとつであり、潤いのある景観や都市の風格をつくるなどまちの印象に大きく影響を与えます。しかし、樹木の成長に伴い、鳥害(糞による悪臭や汚損、鳴き声による騒音)や、根上がりによる歩道の損傷、道路標識や信号機等の視認性の低下など、様々な問題が発生しています。また、近年では、台風等での倒伏による被害の発生や、本来の樹形と大きく異なった樹木による景観の悪化なども懸念されています。<br>・このような街路樹の課題に対し、市道を対象とした改善や整備のためのガイドラインを作成します。<br>・ガイドライン作成にあたっては、市で作成した「街路樹の整備・維持育成管理基準案」、「街路樹の整備・維持育成管理マニュアル案」及び平成30年度に作成した「小田原市街路樹の管理目標樹形案」を基に、国交省が策定した「道路緑化技術基準(平成27年3月改正)」の新たな視点も反映しながら作成します。   |      |
| 2   | 2 | (3)③市民協働によるみどりの整備・管理  |      |
| 2   | 2 | (3)③イ)校庭(園庭)の芝生化に関する市民管理の仕組みづくり   | 58   |
|     |   | ・校庭(園庭)の芝生化を推進するためには、継続的な維持管理(水撒き、芝刈り、施肥、補植等)のために維持・管理設備、ランニングコスト、人員の確保が必要となるため、予算及び人材確保するための検討を進めます。   |      |
| 2   | 2 | 2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。   |      |
| 2   | 2 | (1)歩いて楽しいみどりのまちづくり  |      |
| 2   | 2 | (1)①歩行空間の緑化   |      |
| 2   | 2 | (1)①ア)中心市街地におけるみどりの回廊づくり  | 60   |
|     |   | ・現在、三の丸地区整備の検討、都市廊政策を進めており、銀座・竹の花周辺地区では、本市初の街づくりルール形成促進条例に基づき協議会の街づくり基準を認定(平成22年2月)し、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に「銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上」事業として位置づけています。<br>・都市廊政策については、花と緑あふれる歩行空間、にぎわいのある魅力的な商業空間、統一感のある調和のとれた景観の創造を図り、小田原駅周辺の居住を促進し、回遊性を高めることを目指すもので、庁内関係課で構成された3つの作業部会において、個別の取組のほか、令和元年度から、共通する重点テーマを設定し、更なる連携を深めながら、全庁的に取組を推進することとしています。<br>・平成30年度から、緑化率の低い小田原駅周辺区域において、民有地緑化を進めるため、「まちなか緑化助成事業補助金」を実施しています。<br>・旧甲州道の銀座・竹の花周辺地区は、歴史文化やなりわいの感じられる街なみづくりに向け、街づくり基準に基づく修景整備等を行います。国の社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)を活用し、建築物等の修景整備に係る経費の一部を助成するなど、地域の自主的な景観形成の支援を実施します。 |      |
| 2   | 2 | (2)みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理   |      |
| 2   | 2 | (2)①城址公園の整備・植栽管理  |      |
| 2   | 2 | (2)①イ)城址公園における適切な植栽管理の推進  | 64   |
|     |   | ・城址公園内には多くの樹木があり、小田原駅周辺地区においてまとまったみどり豊かな公園となっていますが、一部で繁茂した樹木により天守閣が見えづらい状況にいたり、石垣や地下遺構にも影響を与える可能性があるなど、本丸・二の丸周辺のみどりのあり方について、さまざまな課題が指摘されてきました。<br>・また、県内では老朽化した樹木が相次いで倒れていることから、観光施設である城址公園内でも来園者の安全を確保するため、適切な樹木管理を行なうとともに、天然記念物に指定されている古木については、保護していく必要があります。<br>・そこで、史跡小田原城跡における史跡整備の植栽管理をどのように進めていくのか協議・検討する組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会があります。<br>・引き続き、小田原城の魅力が高められるよう「史跡と緑の共生」を目指し、適切な植栽管理の推進を図ります。  |      |

| 施策名  | 事業内容   | 施策番号 |
|--|--|------|
| 基本方針3 小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます             |  |      |
| 3-1 歴史的文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします。         |  |      |
| 3 (1) 歴史的風景の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上    |  |      |
| 3 (1) ① 総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全               |  |      |
| 3 (1) (1) ア) 都市公園区域における史跡の保全管理・活用          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画(平成21年度)」において、城郭環境保全域を定め、このエリアの保存管理を推進し、必要に応じ文化財保護法に基づき保全が図られる史跡として新たに指定し、または史跡に準じて保全する「遺構保全域」と、遺構と調和した景観や眺望を維持する「景観保全域」とに区分し、保存管理と環境保全の考え方を示しています。</li> <li>・都市公園「城山公園」の区域には、史跡指定部分を含む「遺構保全域」と「景観保全域」とがあるため、遺構と都市公園利用との調整をしっかりと整理する必要があります。原則として城山公園内の「遺構保全域」は遺構保存を前提とするため、平成28年度に海と城との眺望を確保するための樹木整理や、平成30年度に雑木等の整理を行いました。「景観保全域」は、地形や歴史的景観、眺望等を都市公園区域として保全しつつ、史跡の価値や保護の意義を伝える場とし、慰霊塔周辺を中心として魅力を高める整備を行います。引き続き、区域の魅力を高めるための整備や管理に努めます。</li> </ul> | 65   |
| 3 (1) (1) イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記計画において、景観保全域の景観安全管理手法については「条例等を用いて、現状の景観に悪影響を及ぼす行為や地形の変更は制限を図っていく」としています。</li> <li>・都市公園区域や風致地区など法的な規制がなく、みどり豊かな環境を形成している景観保全域については、その価値や意義について市民意識の向上を図るとともに、引き続き、緑の環境保全地区(小田原市緑と生き物を守り育てる条例)の指定や保全配慮地区(都市緑地法)等の導入の検討を行います。</li> </ul>  | 66   |
| 3 (1) ② 歴史的風景の拠点と一体のみどりのまちづくり              |  |      |
| 3 (1) (2) ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小田原市歴史的風致維持向上計画」において、歴史的風致の維持及び向上のため、「歴史的風致の核となる建造物の保存・活用の推進」や「歴史的風致の残るまちなみの環境整備の推進」を行なっています。また、都市計画制度による高度規制、景観法・景観条例に基づく景観計画に定める建築物、工作物の形態・意匠・色彩の規制により、歴史的風致の保全を図ることをしています。</li> <li>・これらの歴史的風致の拠点施設や沿道修景、建造物等の形態等のコントロールと併せて、歴史的風致を維持するみどりの保全や創出を図ることが必要です。そこで、板橋地区や南町・本町地区、城山地区、国府津・前川地区等の良好な住宅地において、地域制緑地の導入検討や、国登録有形文化財や市指定の小田原ゆかりの優れた建造物等の歴史的建造物と一体となったみどりの保全・活用方策について、検討を行います。</li> </ul>   | 67   |
| 3 (2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存             |  |      |
| 3 (2) ① 法・条例に基づく樹木・樹林の保存                   |  |      |
| 3 (2) (1) イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」において、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に定める基準に基づき、保存樹に135本、保存樹林に13か所を指定しています。</li> <li>・引き続き、市街地における貴重なみどりとして、指定を受けた保存樹・保存樹林の保護について、支援を実施します。</li> </ul>  | 70   |

| 施策名  | 事業内容  | 施策番号 |
|--|---|------|
| 基本方針4 まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます    |   |      |
| 4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります。                          |   |      |
| 4-1 (1) 都市公園の適正配置                              |   |      |
| 4-1 (1) ① 均衡ある都市公園 <sup>※</sup> の配置            |   |      |
| <p>【重点施策】<br/>ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置</p> | <p>・今後の公園の整備は、整備水準(市民一人当たり公園面積、誘致圏域からみた公園の充足率)やレクリエーション機能を有する広場や緑地、将来の人口推移等を考慮して特定された「公園未充足地区」を優先的に市内の公園の整備を推進します。その整備にあたっては、長期借地による借地型公園での整備手法の検討や、遊休地や既存のみどりの広場、生産緑地地区等の積極的な活用を図っていきます。この地区に該当しない地域の「公園空白地」や特定の機能が不足する地区では、既存ストックや公園用地の提供相談などを活用し、必要に応じて整備していきます。また、開発行為に伴う協議においては、地域に必要なとされる公園の設置を求めていきます。</p> <p>・平成29年の生産緑地法改正により、生産緑地地区の指定から30年経過する生産緑地地区は、特定生産緑地に指定し、10年毎に更新することで、税制特例優遇が継続されるようになります。生産緑地地区の多くが、令和4年に指定から30年を迎えるため、令和元年度より、所有者等に特定生産緑地に指定するか意向確認を行っており、多数の指定解除が想定されることから、庁内関係課で情報を共有し、公園未充足の地区において買取りの申出の意向が示された農地については、公園やみどりの広場等としての利用に向けた対応を検討していきます。</p> <p>・また、市内には都市計画決定した後、長期未着手となっている都市計画公園(中央公園、板橋公園、河原公園のうち一部区域)が存在しています。これらの公園の一部区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(平成27年3月神奈川県策定)」に基づき、市域における公園の配置状況を考慮し、社会情勢の変化や地域の実情などに応じて見直しを行いました。</p> <p>・これらの取り組みにより、公園の充足感の向上とあわせ、均衡ある公園の配置を目指します。</p> | 72   |
| 4-1 (2) 誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり                  |   |      |
| 4-1 (2) ① 安全・安心な都市公園づくり                        |   |      |
| <p>ア) 身近な公園における老朽化施設改修の推進</p>                  | <p>・本市では、開設から25年を経過した都市公園が全体の3分の2にのぼっていることから、老朽化した遊具の更新工事を計画的に進めています。</p> <p>・遊戯施設については、平成30年度に改訂した「小田原市公園施設長寿命化計画」に基づき、大規模な公園施設を優先に改修・更新を行っていますが、老朽化したその他の施設(フェンスなど)の改修は進んでいません。</p> <p>・その他の施設を含め老朽化した遊具の更新に取り組むとともに、事業効果をより効果的に発揮するため、地域の自治会や身近な公園プロデュース団体などとの意見交換を行いながら、公園施設全体の老朽化対策を進めていきます。</p> <p>・令和元年度は、4公園6基の遊具で自治会と調整し更新を行いました。</p>  | 74   |
| <p>【重点施策】<br/>イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保</p>      | <p>・老朽化した遊具に対する更新工事や公園施設の段差解消などによるバリアフリー化、樹木の成長等に対する剪定作業による死角の解消など、公園の改修や管理は防犯上の対応を含め安全・安心を確保するうえで必要不可欠です。また、近年公園の利用に関するルールやマナーが守られていないことから発生する公園施設の汚損や破損などが発生しています。</p> <p>・防犯対策として、公園の高木の間伐や剪定、低木を60cm以下に刈込むなど、必要に応じた整備や管理、公園を利用するうえでのルールやマナーの啓発活動などを通して、公園空間および公園施設の安全・安心の確保に取り組めます。</p>   | 75   |
| 4-1 (2) ② 計画的な都市公園再整備                          |   |      |
| <p>【重点施策】<br/>ア) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施</p>    | <p>・本市では、開設から25年を経過した都市公園が全体の3分の2にのぼっていることから、老朽化した遊具の更新工事を計画的に進めています。</p> <p>・少子高齢化や人口減少などの影響による周辺環境の変化や利用者層の変化に伴い、既存の公園の実態と求められるニーズとの間にミスマッチが起きており、市民のニーズなど社会的要請への対応が必要となっています。</p> <p>・遊具更新工事の効果をより発揮するため、地域の自治会や身近な公園プロデュース団体などと意見交換を行いながら、遊具のみでなく、その他の公園施設を含め、地域が必要としている公園へのリニューアルの実施について、計画的に取り組めます。</p> <p>・令和元年度は、4公園6基の遊具で自治会と調整し更新を行いました。</p>  | 76   |
| 4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります。              |   |      |
| 4-2 (1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり                       |   |      |
| 4-2 (1) ① 市民とつくる身近な公園の拡充                       |   |      |
| <p>【重点施策】<br/>ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発</p>       | <p>・現在、身近な公園プロデュース事業については、50団体が登録し、48公園において花壇の設置やその後の手入れなどの活動を実施しています。市のホームページで参加者の募集と同時に、事業説明や実施事例の紹介を掲載しています。</p> <p>・都市公園への愛着や事業の拡大を目指し、情報発信の方法について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえ、引き続き、身近な公園プロデュース事業の普及・啓発を図ります。</p>   | 77   |
| <p>【重点施策】<br/>イ) 都市公園におけるニーズ調査</p>             | <p>・現在の都市公園のあり方について市民に調査した結果、「自然が多い公園が良い」、「日影がある公園が欲しい」、「動植物などと触れ合える公園が欲しい」など様々なニーズがありました。こうしたニーズと既存の都市公園の機能との間に大きな差があることが都市公園の利用者の減少などにつながっていると考えられます。</p> <p>・既存の都市公園の再整備および新規の都市公園の整備などにおける基礎データとして、地域自治会や子ども会などと連携し、利用者のニーズ調査に取り組んでいきます。</p> <p>・指定管理者制度を導入した、みどり公園課所管の都市公園では、毎年、アンケート調査を行い、その結果を、サービス向上や施設改修の参考として活用していきます。</p>  | 78   |

| 施策名 | 事業内容   | 施策番号 |
|-----|--|------|
| 4-3 | 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます。   |      |
| 4-4 | (1) 都市公園での多世代交流の促進   |      |
| 4-4 | (1) ① 都市公園整備への市民参加   |      |
| 4-4 | (1) ② 都市公園での多世代交流の促進   |      |
| 4-4 | イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な公園として各地域に存在する都市公園では、納涼祭などの地域の祭りやベタンクやドッジボールなどのスポーツ大会、昔ながらの遊びなどを通じ地域の親睦を深めるための交流会、地域の防災力を高める防災訓練などに活用されており、小田原こどもの森公園わんぱくらんどや小田原フラワーガーデンなどを中心とした大規模な公園では、木工教室やみどりに関するイベントなどが開催されており、多くの利用者に好評を得ています。都市公園では多くの世代が活動する場として利用され、その活動を通して多世代にわたる人と人との交流が生まれています。</li> <li>・引き続き、既存の都市公園を活用した多世代交流の促進を図ります。</li> </ul>  | 82   |
| 4-4 | (2) 公園空間の利活用の促進  |      |
| 4-4 | (2) ① 市民団体等による都市公園利活用の促進   |      |
| 4-4 | ア) 市民等の都市公園の利活用の促進<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原フラワーガーデンのトロピカルドームは環境事業センターからの排熱を利用しており、環境と自然を学べる場でもあることから、環境教育や自然学習の場としても非常に有効なツールです。また、上府中公園では、サッカーや野球など本格的なスポーツ利用、子育て中の親子連れによるグループ利用、高齢者が健康増進を目的としてジョギングを楽しむなど、多様なニーズに対応する貴重な空間となっています。</li> <li>・このような都市公園が持つ機能について、認知していただくための情報発信を強化したり、より利用しやすい都市公園となるよう、利用者のニーズ調査と併せた整備を実施するなど、今後も引き続き都市公園の利活用の促進を図ります。</li> </ul> | 83   |
| 4-4 | 4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります。  |      |
| 4-4 | (1) 地域の防災性能向上  |      |
| 4-4 | (1) ① 都市公園における災害への防備   |      |
| 4-4 | ア) 身近な公園(街区公園※)における防災機能の確保の支援<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの街区公園では、災害時の避難場所としての利用や自治会等による防災倉庫等が設置されるなど、身近な防災スペースとしても機能しています。</li> <li>・引き続き、街区公園において、地域住民のニーズと非常時における自治会等の体制に即した災害防備に対応し、防災機能の確保について支援します。</li> </ul>  | 85   |

| 施策名                                   | 事業内容  | 施策番号 |
|---------------------------------------|---|------|
| 基本方針5 市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます     |   |      |
| 5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います。         |   |      |
| 5 (1) 緑化に関する市民等の興味・関心の育成              |   |      |
| 5 (1) ① 緑化に関する普及・啓発                   |   |      |
| 5 (1) ①                               | <p>ア) 花とみどりの講習会の拡充</p> <p>・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、植物学学習の推進のため、指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得するための各種講座を開催しています。今後は、指定管理者との協議により、講座の質を高めるとともに、初心者向け講座も実施することで多くの方々に緑化に対し興味を持っていただく機会の創出を増やしていきます。また、花やみどりの知識と技術力の向上につながる仕組みをつくり、みどりのまちづくりへの関心を高めていきます。</p>  | 87   |
| 5 (1) ①                               | <p>イ) きらめき出前講座の活用</p> <p>・本市では、市内在住・在勤・在学の方を対象に行政の取り組みや職員の専門知識を活かしたお話をお届けする「きらめき出前講座」を実施しています。<br/>・みどり分野における講座は「みんなの公園」、「身のまわりに花と緑を増やそう」の2講座を用意していたが、数年来申込者がなかったことなどから、緑化の魅力や効果などみどりに関する取り組みを検討したい団体に対して、季節の花やみどりの管理方法などの専門的な知識を習得したい方向けに、事業の見直しを図り、専門家を派遣する制度「みどりのまちづくりアドバイザー制度」を活用し、緑化の普及・啓発に努めます。</p>   | 88   |
| 5 (1) ①                               | <p>ウ) まちぐるみ花とみどりイベントの実施</p> <p>・本市では、ウメ、サクラ、アジサイ、ハナショウブ、菊花と、四季の花に応じたイベントが開催されています。これら花の名所での観賞イベントを活用し、緑化の啓発につながる企画を実施します。<br/>・また、全国的な都市緑化推進運動(4～6月)や都市緑化月間(10月)などの期間に合せ、小田原フラワーガーデンや辻村植物公園、上府中公園などにおいて、企業協賛、市民ボランティアとの協働により「みどりを知る・学ぶ・創る・育てる・公開する」などをテーマとしたイベントを開催するなど、その仕組みの検討を行います。</p>  | 89   |
| 5 (1) ② 市民・企業の緑化活動の支援                 |   |      |
| 5 (1) ②                               | <p>ア) グリーンカーテンの普及・啓発</p> <p>・家庭でできる身近な省エネ・節電対策の一環として、直射日光を遮り、夏期の冷房使用の低減を目的としたグリーンカーテンに取り組みうとする市民を対象に、ゴーヤの苗を無料配布しています。</p>   | 90   |
| 5 (1) ③ 緑化関連情報の発信                     |   |      |
| 5 (2) みどりの整備・管理に関わる市民力の強化             |   |      |
| 5 (2) ① みどりのまちづくりに関する環境教育の推進          |   |      |
| 5 (2) ①                               | <p>ア) 環境教育事業の拡充</p> <p>・本市は森林や農地、公園、河川、海岸など多様な資源があり、学ぶ環境に本市特有の資源を学習素材とした新たなカリキュラムの充実を図り、すでに実施されている環境教育事業(1-2(2)ウ)の推進を図ります。</p>  | 94   |
| 5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます。      |   |      |
| 5 (1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進        |   |      |
| 5 (1) ② みどりに係る企業のCSR(企業の社会的責任)活動の場の提供 |   |      |
| 5 (1) ②                               | <p>イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進</p> <p>・平成26年度に行った市内企業アンケートによると、スポンサー制の花壇事業への参加可能性については、約半数の企業から参加の可能性があるとの回答をいただいています。<br/>・CSR活動の一つとして、中心市街地や小田原駅、鴨宮駅などにおける植栽地に企業のPRプレートを取付け、花壇の維持・管理を行っていただく、もしくは維持管理を行う市民団体等に対しその費用を支援していただく「スポンサー花壇事業」に取り組みます。<br/>・令和元年度から、小田原駅ペDESTリアンデッキにおいて維持費用を協賛いただく「花かざりスポンサー花壇事業」を実施し、4件の企業などから協賛をいただきました。<br/>・引き続き、小田原駅周辺のみちなみ景観を向上させ観光客をおもてなしする「花かざり」の維持するため、協賛いただける企業等に対し、PR活動を実施することで、「スポンサー花壇事業」を円滑に進めていきます。</p> | 98   |

| 施策名                                     | 事業内容  | 施策番号 |
|---|---|------|
| 基本方針6 持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります        |   |      |
| 6-1 多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します。 |   |      |
| 6 (1) 都市公園の再整備(リニューアル)の推進               |   |      |
| 6 (1) ① 都市公園の再整備方針の策定                   |   |      |
| 6 (1) ② 持続可能な公園のための仕組みづくり               |   |      |
| 6 (1) ② (ア)                             | 指定管理者による自主事業の活用<br>・小田原フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園、上府中公園の指定管理者公募に際し、緑化の普及・啓発や環境学習、子育て支援等、さまざまな視点からの取り組みを自主事業として提案・展開してもらうよう要求し、指定管理者が一体となった事業の展開を図ります。<br>・また、小田原こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園については、周辺施設との連携を深めることにより、単独の施設では生み出せない魅力を創出します。  | 100  |
| 6 (1) ② (イ)                             | 都市公園の魅力向上のための収益還元<br>の仕組みづくり<br>・都市公園法に基づく公園施設の設置管理許可制度の活用や小田原市都市公園条例に基づく使用許可、また、イベント開催時における緑化啓発活動と併せた募金活動など、都市公園の活用により発生する収益を増加させ、それを公園の整備や維持・管理に還元し、公園の魅力や利用者サービスを向上させることで来園者のさらなる増加へと循環していく仕組みとして、平成30年度に都市公園内への広告看板の設置について、一定条件のもと設置を認める条例改正を行いました。<br>・引き続き、広報や市HPでPRしていきます。   | 101  |
| 6 (1) ③ 都市公園のストック適正化                    |   |      |
| 6 (1) ③ (ア)                             | 都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討<br>・本市の都市計画公園のうち、中央公園(城址公園・城山公園)、河原公園、板橋公園の3箇所は公園として利用されていますが、一部長期にわたり整備に着手できていない区域があります。この区域については、都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(平成27年3月神奈川県策定)に基づき、必要性を検証したうえで見直しを行いました。<br>・また、今後必要に応じて、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインに基づき見直しを検討します。<br>・中央公園については、長期未着手区域と都市計画公園から除外されている二の丸広場の区域を付替変更すると見直したことから、関係機関等との調整が整い次第、都市計画変更を検討します。                               | 104  |
| 6 (2) 持続可能なみどりのための資金循環                  |   |      |
| 6 (2) ① ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築         |   |      |
| 6 (2) ① (ア)                             | ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり<br>・ふるさとみどり基金は、昭和61年に目標積立額を10億円とし、運用利子を緑化等の事業充てる目的で設置しました。<br>・緑化の推進や支援などを実施するには、まとまった資金が必要となります。本市におけるみどりのマネジメントを確立するうえで、ふるさとみどり基金は貴重な原資であることから、今後15年間で実施する事業の推進に有効に活用します。<br>・この基金のあり方について検証し基金の一部を取り崩し充当する緑化事業計画を作成し、市行財政改善推進委員会(内部組織)で承認されました。(平成30年度～令和3年度)<br>・今後は、基金事業の検証を行うとともに、基金を緑化の推進や公園の整備などに利活用するための体制作り等の検討を行い、基金の有効利用を図ります。 | 105  |
| 6 (2) ① (イ)                             | ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築<br>・今後の継続的な緑化の推進や支援には、ふるさとみどり基金をより有効に活用して取り組む必要があります。<br>・ふるさとみどり基金への寄付機会等の拡充による安定的な寄付と、それによる緑化の推進や支援を継続的に行うための資金循環の仕組みづくりに取り組むとともに、市HPでの情報発信を行います。  | 106  |
| 6 (2) ① (ウ)                             | ふるさとみどり基金の「見える化」の推進<br>・イベント開催時における緑化啓発活動と併せた募金など、わかりやすい募金活動を行うとともに、ふるさとみどり基金の透明性の確保やその存在を知ってもらうため、寄付件数や寄付額などの状況、使途が分かる事業紹介やそれに対する効果などの情報を市のHPで発信し、ふるさとみどり基金制度の「見える化」に取り組みます。   | 107  |
| 6 (3) みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化         |   |      |
| 6 (3) ① (ア)                             | 地域の緑化団体への支援の拡充<br>・公共的な空間に花を植栽し維持・管理活動を行う団体は、市が開催する花苗講習会を受講して登録のうえ、花苗を提供していますが、人材不足により活動の継続が困難になってきているという課題があります。<br>・持続的な緑化活動につながる人材確保を目指し、緑化活動を行う登録済の団体の活動を市HPや広報でPRするとともに、団体の活動内容に即した支援を実施します。   | 108  |
| 6 (3) ② (ア)                             | 公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり<br>・将来のみどりを確保するうえでは、緑化に関わる人材育成が欠かせません。<br>・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得するための各種講座や、園内ボランティア「フラワーガーデン友の会」による緑化作業を開催しています。<br>・緑化講習会等の開催など、みどりに関わる人材を育成する取り組みについて、指定管理者がもつ知識や企画力などを活かし、市民が将来の緑化に関わる担い手となるよう、指定管理者との協議により、人材育成への取り組みを促進します。  | 109  |
| 6 (3) ③ (ア)                             | 他分野の団体との連携・協力<br>・市内で開催されている緑化や森林保全、環境保護に関する体験では、みどり・農業・環境など様々な分野の団体が活動を実施しています。<br>・様々な分野の団体と連携・協力し、みどり分野全体で担い手の育成につながる仕組みづくりを検討していきます。  | 110  |
| 6 (4) みどり施策の進捗管理のための取り組み                |   |      |
| 6 (4) ① (ア)                             | 「(仮称)小田原のみどり公園協議会」等の設置検討<br>・改訂した緑の基本計画の目標や施策について、達成状況や進捗状況の確認を行い、「PDCAサイクル」により必要な改善に取り組み、適切な進捗管理を行うため、学識経験者を含めた「小田原のみどりの審議会」を設置しました。この審議会を通して、事業実施上の課題整理やふるさとみどり基金の利用方針などについて協議していきます。<br>・概ね5年ごとに、緑の基本計画の時点修正や内容の見直しの検討を行います。   | 111  |

## 2-3. みどりの重点施策に対する数値目標の修正

基本方針に基づく各種施策の内、重点的に取り組む施策の進行管理を実施するための成果目標を設定します。

### ① 民有地緑化によるみどりの創出に関する数値目標

身近なみどりを量・質ともに向上させるための「(仮称)民有地の緑化の手引き」を策定し、支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数や、都市廊政策における街なか緑化事業について、数値目標として設定します。

| 目標                       | 計画策定時現況<br>平成26年度<br>(2014年) | 現況<br>令和2年度<br>(2020年) | 中間年次<br>令和7年度<br>(2025年) | 目標年次<br>令和17年度<br>(2035年) |
|--------------------------|------------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数    | 0 件                          | 44 件                   | 75 件                     | 150 件                     |
| 都市廊政策における街なか緑化事業が実施された延長 | 0.2 km                       | 0.7 km                 | 1.8 km                   | 3.0 km                    |

### ② 街路樹の再整備によるみどりの質の向上に関する数値目標

本市が管理する道路に沿った街路樹(延長約15km)は、落葉や鳥の集団ねぐら対策のため、毎年剪定が必要な路線が約4kmあります。こうした状況をふまえ、「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」を策定し、沿道住民等との調整を経て、街路樹としての機能の維持や景観の向上、維持管理の負担減が見込める樹種へ計画的に更新を行う延長を数値目標として設定します。

| 目標          | 計画策定時現況<br>平成26年度<br>(2014年) | 現況<br>令和2年度<br>(2020年) | 中間年次<br>令和7年度<br>(2025年) | 目標年次<br>令和17年度<br>(2035年) |
|-------------|------------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 街路樹を再整備した延長 | 0.0 km                       | 0.0 km                 | 2.0 km                   | 4.0km                     |

### ③ 身近な公園で活動する団体に関する数値目標

本市の街区公園など身近な公園(令和3年11月末現在139箇所)を対象として、地域と市との協働でプロデュースし、自主的な管理も含めて公園を運営していただくことで、愛着をもって利用できる身近な公園の拡充を目指し「身近な公園プロデュース団体の活動公園数」を数値目標として設定します。

| 目標                  | 計画策定時現況<br>平成26年度<br>(2014年) | 現況<br>令和2年度<br>(2020年) | 中間年次<br>令和7年度<br>(2025年) | 目標年次<br>令和17年度<br>(2035年) |
|---------------------|------------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 身近な公園プロデュース団体の活動公園数 | 13 公園<br>(1割)                | 56 公園<br>(約4.0割)       | 100公園<br>(約7.2割)         | 125 公園<br>(約9.0割)         |

\* 下段( )内は、身近な公園の数に対するプロデュース団体の活動公園数の割合



#### ④ ふるさとみどり基金に関する数値目標

人口減少や財政規模の縮小を見据え、みどりを持続可能なものにしていくために、施設・資金・ひとをマネジメントの資源として捉え、その仕組みづくりに取り組む必要があります。

その中でも、ふるさとみどり基金の運用の見直しや基金をベースとした資金循環の仕組みづくりは、みどりの保全・創出・育成のなかで大きな役割を担います。

そこで基金の認知度の向上もふまえ、基金の内、市民や企業、団体等からの寄附金総額を数値目標として設定します。

| 目標                       | 計画策定時現況<br>平成26年度<br>(2014年) | 現況<br>令和2年度<br>(2020年) | 中間年次<br>令和7年度<br>(2025年) | 目標年次<br>令和17年度<br>(2035年) |
|--------------------------|------------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|
| ふるさとみどり基金<br>市民等からの寄附金総額 | 1.59 億円                      | 1.68 億円                | 1.81 億円                  | 2.12 億円                   |

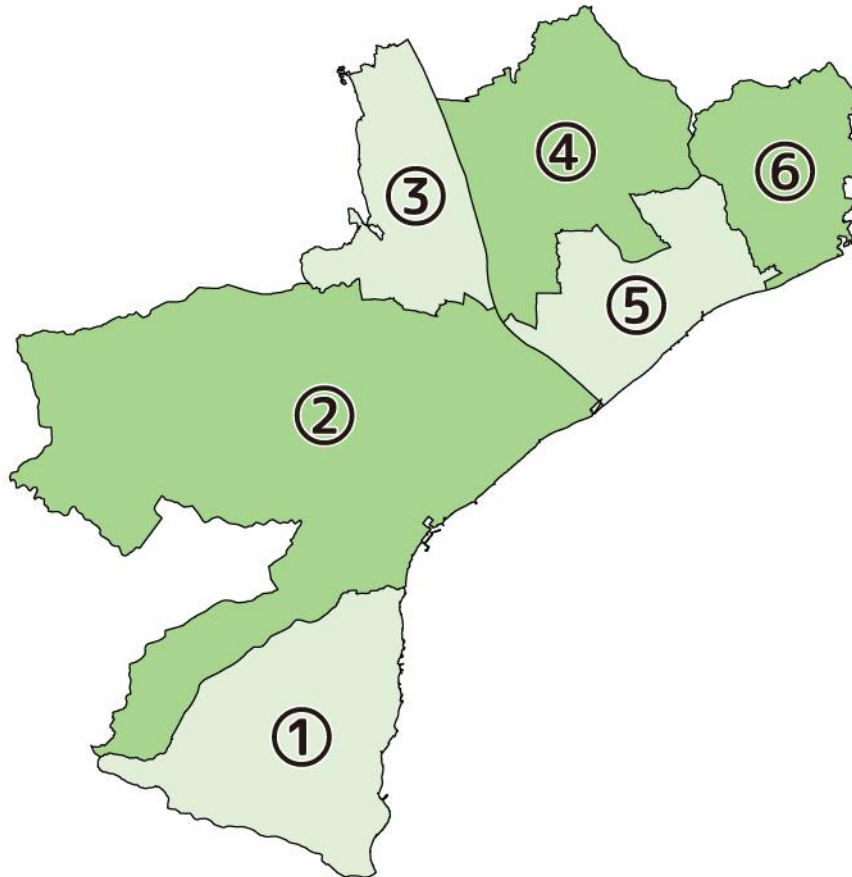
### 3 第7章「地域別計画」に係る改訂

#### 3-1. 第6章の変更に伴う修正及び追記

##### ■地域別計画

地域別計画では、小田原市都市計画マスタープランと合わせ、市域を①片浦地域、②中央地域、③富水・桜井地域、④川東北部地域、⑤川東南部地域、⑥橘地域の6つの地域に区分し、計画を示します。

##### ■地域別区分図



##### ■地域区分

| 地域区分      | 地区                                   |
|-----------|--------------------------------------|
| ① 片浦地域    | 片浦                                   |
| ② 中央地域    | 緑、新玉、万年、幸、十字、足柄、芦子、二川、久野、大窪、早川、山王網一色 |
| ③ 富水・桜井地域 | 東富水、富水、桜井                            |
| ④ 川東北部地域  | 豊川、上府中、下曾我、曾我                        |
| ⑤ 川東南部地域  | 下府中、国府津、酒匂・小八幡                       |
| ⑥ 橘地域     | 前羽、橘北                                |

### 3-2. 片浦地域の主な事業・取り組み (片浦地区)



石橋地区国道 135 号からの眺望



江之浦地区のみかん栽培

#### ■みどりの概況

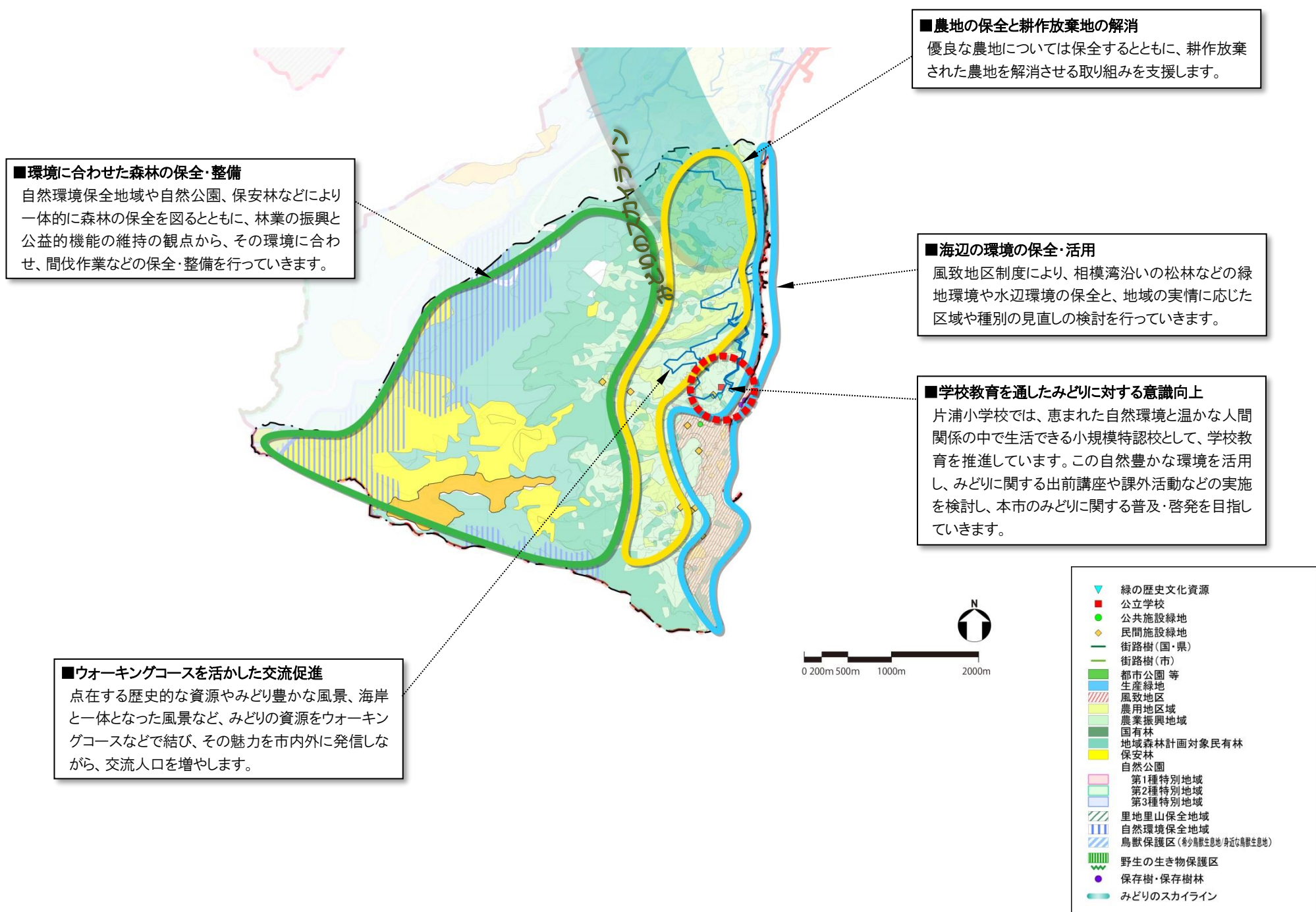
- ・片浦地域は西側に箱根に連なる山を抱え、東側には急峻な断崖とともに相模湾が存在しています。全域が市街化調整区域となっており、地形を活かした柑橘農業や林業経営がこの地域の特色です。
- ・地域西側山地の自然環境保全地域や自然公園、保安林、海側の風致地区の指定など、土地利用上の規制がかけられている地区が多く、また地形が急峻で土地利用が厳しいことなどから、豊かな自然が残されてきました。現況調査による緑被率は89.9%であり、その7割近くが樹林地となっています。
- ・みどりの資源である樹林地のなかには、石橋山古戦場や戦国時代の土塁遺構をはじめとする多くの歴史的な資源もあり、さらには春のイベントとして、根府川のおかめ桜まつりなども行われています。

#### ■みどりの課題

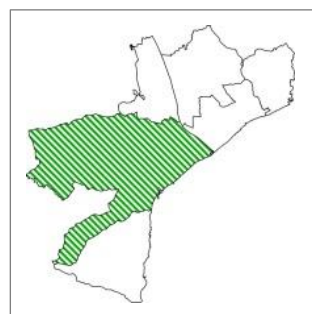
- ・緑被率が高くみどりが貴重な資源となっている地域ですが、アンケートでは「荒れてきた」、「豊かだがきれいでない」という人が多く、満足度は低い結果となっています。
- ・今後は、自然環境保全地域およびその周辺地域の自然の保全として、間伐や枝打ちなどによる森林の質を維持する活動や、耕作放棄地の解消に向けた取り組みの支援、点在するみどりや歴史に関する資源の活用が必要となります。

#### ■主なみどりの資源等

| 種類   | 箇所                                 | 面積                   | 備考                    |
|--|------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 都市公園   | —                                  | —                    |                       |
| 公共施設緑地   | 2                                  | 8,023 m <sup>2</sup> | みどりの広場(根府川)、小学校校庭(片浦) |
| 地域制緑地  | 自然公園(特別地域)、保安林、自然環境保全地域、農用地区域、風致地区 |                      |                       |
| 主なみどりの資源<br>片浦海岸(ジオサイト)、石橋山古戦場、佐奈田霊社、根府川寺山神社、おかめ桜、江之浦海水浴場、旧片浦中学校 |                                    |                      |                       |



3-3. 中央地域の主な事業・取り組み (緑地区、新玉地区、万年地区、幸地区、十字地区、足柄地区、芦子地区、二川地区、久野地区、大窪地区、早川地区、山王網一色地区)



「県立小田原高等学校の樹叢」と天守



松永記念館庭園(日本の歴史公園100選)と背後の斜面林

■みどりの概況

- 中央地域は、箱根に連なる山から酒匂川へ向かっての丘陵地と平野部の足柄平野からなり、小田原城や城下町、明治以降の著名人の邸宅などによる歴史的なまち並みが形成されているのが特色となっています。
- 地域の周りには酒匂川や早川、久野川・山王川が流れていることから水辺環境も豊かな地域であり、北部の山地が大きな面積を占めるため、現況調査による緑被率は73.3%と片浦地域に次いで高く、そのうち樹林地が7割強を占めています。
- みどりと一体となった歴史的文化的な邸宅のほか、古くに建立された神社仏閣の多くで社寺林が残っており、巨樹や古木は、市街地における貴重なみどりとなっています。
- みどり豊かな城址公園や城山公園、市外からの来園者も多い小田原こどもの森公園わんぱくらんど、緑化の拠点となる小田原フラワーガーデンや辻村植物公園など、大規模な都市公園が多いことから、一人当たり公園面積は市内で最も高くなっています。

■みどりの課題

- 都市計画決定された都市公園(中央公園・城山公園・板橋公園・河原公園)において、長期未着手の区域があることから、都市公園の配置方針や規模等の計画をふまえ、見直しを図っていく課題があります。
- 現況調査で駅を中心とした市街地周辺におけるみどりの量が少ないという結果が出ており、市民や企業と協働による緑化活動が必要とされます。

■主なみどりの資源等

| 種類     | 箇所 | 面積                       | 備考   |
|--------|----|--------------------------|--|
| 都市公園   | 56 | 664,047.0 m <sup>2</sup> | 小田原城址公園、城山公園、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、辻村植物公園、小田原フラワーガーデン、県立おだわら諏訪の原公園、久野霊園、街区公園   |
| 公共施設緑地 | 26 | 557,530.6 m <sup>2</sup> | 石垣山一夜城、いこいの森、みどりの広場(星山、欠ノ上、留場)、ポケットパーク(北條)、小学校校庭(新玉、三の丸、町田、山王、足柄、芦子、久野、大窪、早川)、中学校校庭(白鷗、城山、白山、城南)、市営住宅内公園(久野)、下水処理場広場(寿町ふれあい広場、扇町しらさぎ広場)、河川緑地(酒匂川右岸緑道、市道0009緑地散策路)、屋外スポーツ施設(寿町テニスコート、酒匂川スポーツ広場) |
| 地域制緑地  |    |                          | 自然公園(特別地域)、自然環境保全地域、保安林、地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、風致地区、保存樹林、天然記念物(小田原高等学校の樹叢、紀伊神社の社叢、長興山鉄牛和尚寿塔付近の樹叢)、河川区域(酒匂川、早川、山王川)   |

主なみどりの資源  
御幸の浜、久野諏訪ノ原 4 号古墳、荻窪用水、小田原用水、長興山の枝垂桜、清閑亭庭園、小田原文学館(西海子公園)、松永記念館、古稀庵、静山荘、等

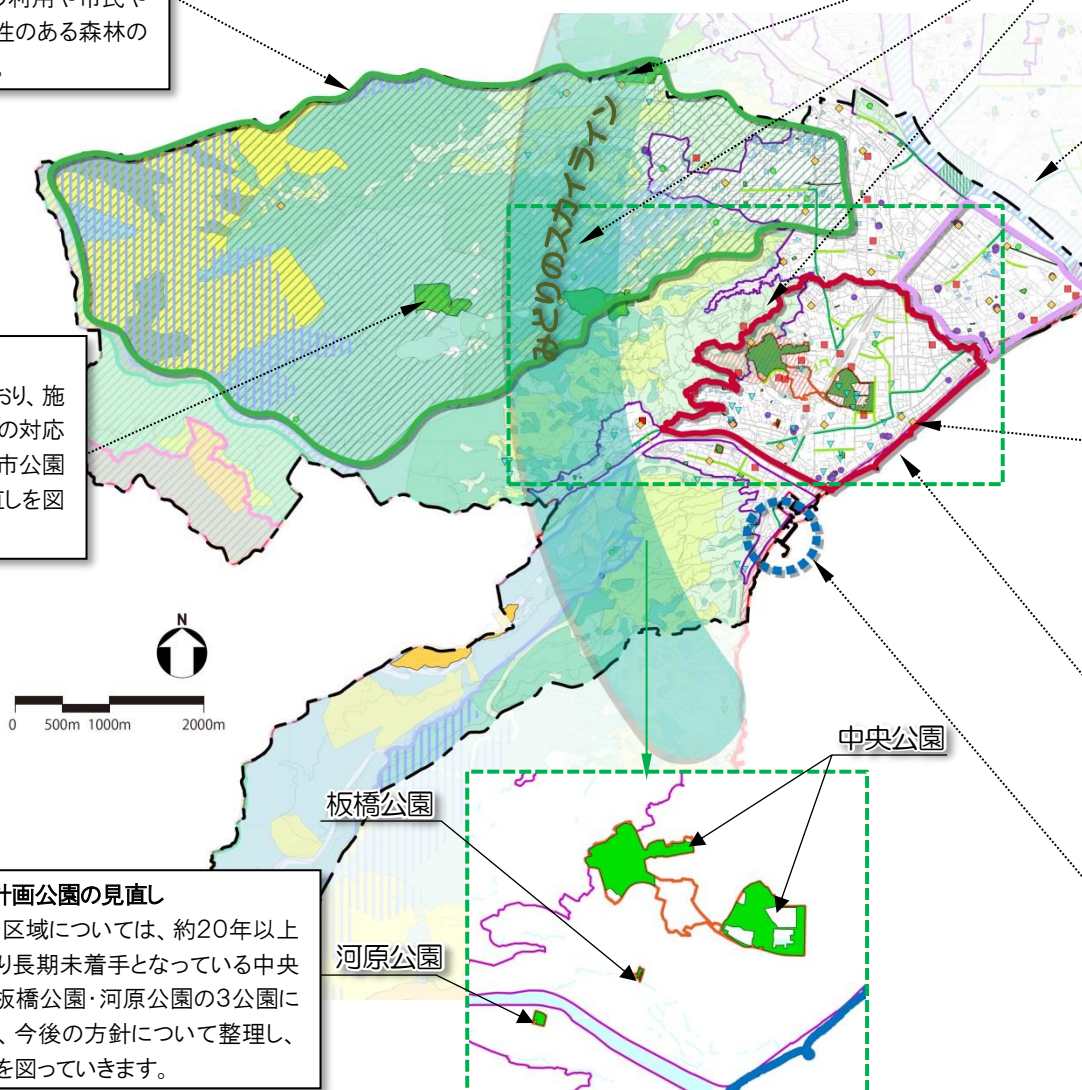
※県立おだわら諏訪の原公園は、中央地域、富水・桜井地域の2地域にまたがる。

■森林の保全・再生活動の普及  
森林の保全を支援する各種制度の利用や市民や企業が参加する活動により、継続性のある森林の保全・再生活動を実施していきます。

■久野霊園の機能等の検証  
久野霊園は、整備完了から20年が経過しており、施設の老朽化対策や多様化する墓地需要等への対応が望まれています。現在の区域において、都市公園や霊園として、求められる機能を検証し、見直しを図ります。



■都市計画公園の見直し  
一部の区域については、約20年以上にわたり長期未着手となっている中央公園・板橋公園・河原公園の3公園について、今後の方針について整理し、見直しを図っていきます。



■大規模な都市公園の再整備  
城山公園慰霊塔周辺、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、小田原フラワーガーデンは利用者ニーズに対応し機能をより発揮させるよう、再整備を行います。

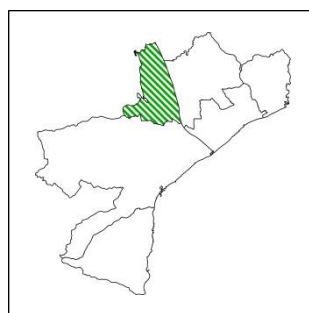
■社寺林等の保全  
公開性のある社寺の保存樹等について、その価値や保全への普及・啓発と支援策の導入を検討します。

■緑化重点地区の取り組み(P.130 参照)  
・玄関口となる駅周辺の緑化活動  
・中心市街地におけるみどりの回廊づくり  
・歴史的文化的な建築物と一体となったみどりの保全  
・社寺林等の巨樹・古木の保存  
・歴史的文化的な小田原用水の保全・活用  
・城址公園における史跡と緑の共生  
・街路樹の再整備 等

■海辺の環境の保全・活用  
風致地区制度により、相模湾沿いの松林などの緑地環境や水辺環境の保全と、地域の実情に応じた区域や種別の見直しの検討を行っていき

■海岸におけるオープンスペースの整備  
漁港と一体となった憩いや賑わいの空間づくりとして、多目的広場の整備を促進していきます。

### 3-4. 富水・桜井地域の主な事業・取り組み (東富水地区、富水地区、桜井地区)



県立おだわら諏訪の原公園からの眺望



堀之内付近の仙了川のみどり

#### ■みどりの概況

- ・富水・桜井地域は、箱根山地の山裾と酒匂川、狩川の間  
の足柄平野からなる地域で、地域内には仙了川を中心に  
大小の水路が網目のように走り、多くの農地が残って  
います。
- ・地域全体の緑被率は40.2%と、川東南部地域に次い  
で低く、特に蓮正寺地区が20%弱と低い状況です。
- ・緑被地のうち農地が5割強を占めており、また酒匂川  
と狩川の主要2河川に挟まれていることから、水面・水  
辺の割合が高いことが特徴となっています。
- ・住まいの周りのみどりや河川・水路に対して「きれい」、  
「豊か」と感じる人が多く、他地域に比べて満足度が高  
い結果となっており、田園風景と河川や水路が存在す  
る地域の特性を表しています。
- ・まちづくりに大切なみどりとして「水辺・海岸」「農地・  
山林」であると答える市民の割合が多く、共存するみど  
りや河川などについての意識も高いことがわかります。
- ・自然の中で健康増進などを楽しめる県立おだわら諏訪  
の原公園が広域的な機能を担っています。

#### ■みどりの課題

- ・交通の利便性などによる影響で宅地化が進行し、地域中  
央には住宅地が形成されています。そのため、住宅地  
の中に農地や耕作放棄地が混在するなどの土地利用が課  
題の一つとなっています。
- ・田園風景と調和するみどり豊かな居住環境の形成や、  
府川、穴部地区一帯に広がる丘陵がつくるみどりの稜  
線の保全のため、みどりに対する高い意識を活かし、緑  
化活動として展開していくことが必要とされます。

#### ■主なみどりの資源等

| 種類  | 箇所   | 面積                       | 備考  |
|---|--|--------------------------|---|
| 都市公園  | 19   | 135,199.0 m <sup>2</sup> | 県立おだわら諏訪の原公園、街区公園   |
| 公共施設緑地  | 19   | 87,112.0 m <sup>2</sup>  | みどりの広場(中曽根、飯田岡東、北ノ窪、久所、栢山、曾比)、小学校校庭(東富水、報徳、富水、桜井)、中学校校庭(泉、城北)、市営住宅公園(蓮正寺、螢田、かすみのせ、柳町、浅原)河川緑地、(栢山散策路)、屋外スポーツ施設(小田原テニスガーデン) |
| 地域制緑地   | 地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、保存樹林、河川区域(酒匂川、狩川、仙了川) |                          |   |
| 主なみどりの資源<br>二宮尊徳生家・尊徳記念館と庭、報徳堀、稲荷神社、栢山神社、若宮八幡神社、等 |  |                          |   |

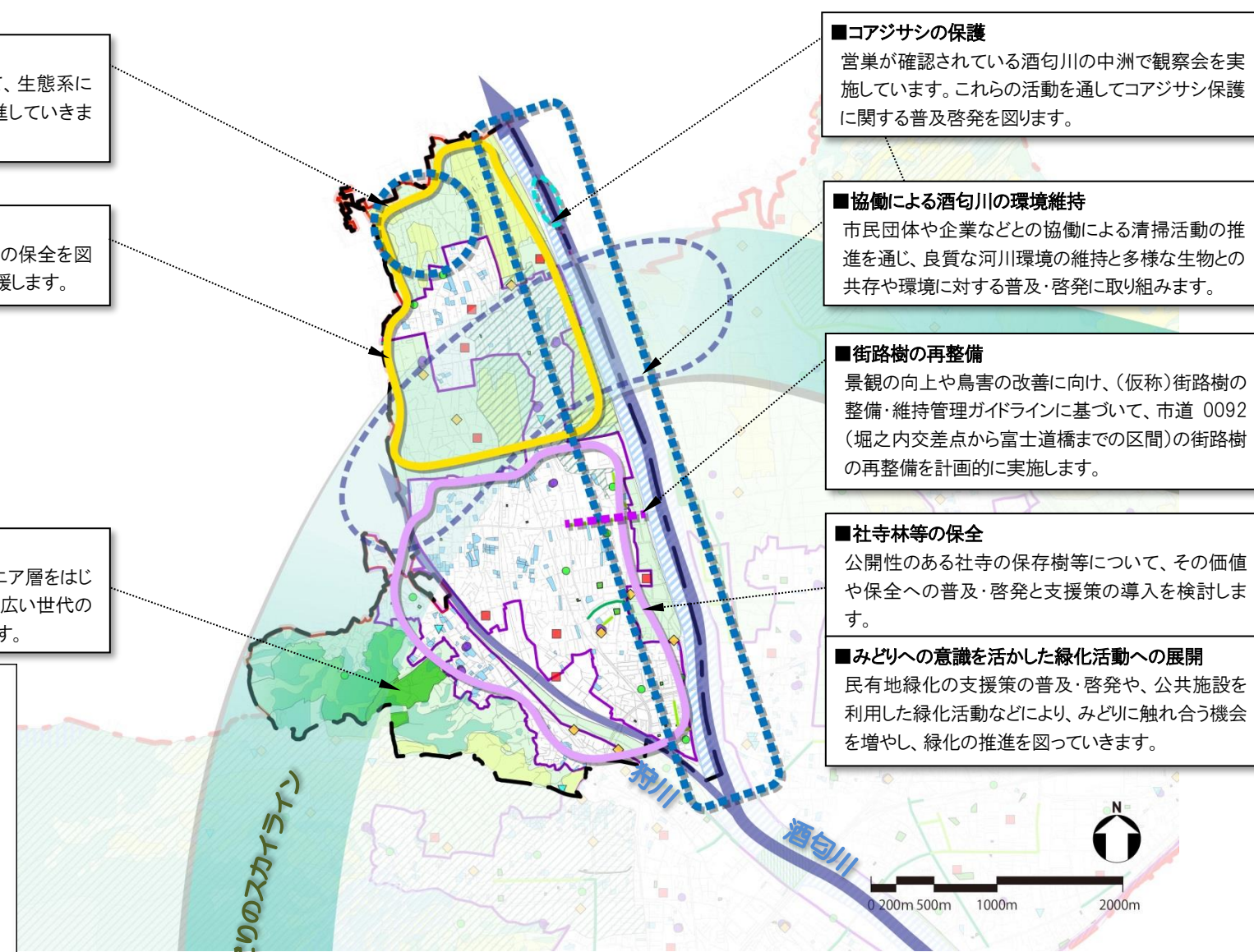
※県立おだわら諏訪の原公園は、中央地域、富水・桜井地域の2地域にまたがる。

**■河川環境整備事業の推進**  
牛島排水路と寺下排水路について、生態系に配慮した多自然水路の整備を推進していきます。

**■農地の保全・活用**  
曾比、栢山地区に広がる優良農地の保全を図るとともに、耕作放棄地の解消を支援します。

**■大規模な都市公園の利活用**  
県立おだわら諏訪の原公園は、シニア層をはじめとする健康増進を中心として、幅広い世代の利用について、促進を図っていきます。

- ▲ 緑の歴史文化資源
- 公立学校
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 街路樹(国・県)
- 街路樹(市)
- 都市公園等
- 生産緑地
- 風致地区
- 農用地区域
- 農業振興地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 里地里山保全地域
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区(希少鳥獣生息地・身近な鳥獣生息地)
- 野生の生き物保護区
- 保存樹・保存樹林
- みどりのスカイライン



**■コアジサシの保護**  
営巣が確認されている酒匂川の中洲で観察会を実施しています。これらの活動を通してコアジサシ保護に関する普及啓発を図ります。

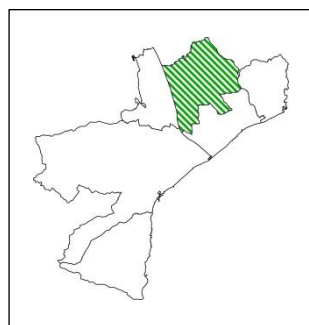
**■協働による酒匂川の環境維持**  
市民団体や企業などとの協働による清掃活動の推進を通じ、良質な河川環境の維持と多様な生物との共存や環境に対する普及・啓発に取り組みます。

**■街路樹の再整備**  
景観の向上や鳥害の改善に向け、(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドラインに基づいて、市道 0092(堀之内交差点から富士道橋までの区間)の街路樹の再整備を計画的に実施します。

**■社寺林等の保全**  
公開性のある社寺の保存樹等について、その価値や保全への普及・啓発と支援策の導入を検討します。

**■みどりへの意識を活かした緑化活動への展開**  
民有地緑化の支援策の普及・啓発や、公共施設を利用した緑化活動などにより、みどりに触れ合う機会を増やし、緑化の推進を図っていきます。

3-5. 川東北部地域の主な事業・取り組み（豊川地区、上府中地区、下曾我地区、曾我地区）



桑原地区の酒匂川沿いの水田



曾我別所の梅林

■みどりの概況

- 川東北部地域の東側は大磯丘陵、その西側の平野は優良な農地と一部市街地となっており、酒匂川、下菊川、関口川、剣沢川、森戸川、酒匂堰などの河川や水路が地域を縦断しています。
- 豊富な水資源を活かした水田と丘陵の梅林やみかん栽培など、農業を中心とした田園景観を有する地域と工業団地や工場を抱える地域とで形成され、市街化調整区域が8割を占めています。
- 現況調査による緑被率は58.9%で、このうち農地が約6割、樹林地が約3割となっており、水田や、大磯丘陵に存在するまとまりある森林と麓の梅林が緑被率に大きく影響しています。また、市街化区域内には生産緑地地区が点在しており、居住地域におけるみどりの空間づくりに寄与しています。
- みどりに関する施設として、大規模な都市公園である、上府中公園が存在していますが、身近な街区公園の配置が不均等で、地域の一部は都市公園の充足率が低い状況となっています。

■みどりの課題

- 市民アンケートでは、「子どもの遊び場が欲しい」、「地球温暖化の防止や生活環境を改善するみどりが重要」、「みどりは豊かだがあまりきれいではない」などの回答が多かったことから、みどりの「質」の向上に向けた緑化の取り組みや、身近な都市公園の活性化エリアにおける都市公園の整備、市民や企業との協働による環境に配慮したみどりの保全、優良な農地や特産品を活かした観光イベントや農業体験などの都市住民との交流による農業振興などが必要とされます。

■主なみどりの資源等

| 種類     | 箇所   | 面積                       | 備考   |
|--------|--|--------------------------|--|
| 都市公園   | 21   | 122,946.0 m <sup>2</sup> | 上府中公園、街区公園   |
| 公共施設緑地 | 15   | 67,482.4 m <sup>2</sup>  | みどりの広場(延清、西大友)、市営住宅内公園(桑原、春木、籠場、花里)、小学校校庭(豊川、千代、下曾我、曾我)、中学校校庭(千代)、農村公園(中河原ふれあい広場、上曾我農村公園)、市民農園(別堀地区)、屋外スポーツ施設(高田運動場) |
| 地域制緑地  | 保安林、地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、保存樹林、天然記念物(勝福寺・八幡神社の樹叢)、河川区域(酒匂川、森戸川) |                          |  |

主なみどりの資源

下菊川、関口川、剣沢川、酒匂堰、メダカの生息地、六本松跡(ジオサイト)、曾我の梅林、勝福寺(大イチョウ)、瑞雲寺(モッコク)、三島神社(ケヤキ)、須賀神社(クスノキ)、浄蓮寺、東大友八幡神社、宗我神社、等

■大規模な都市公園の再整備

上府中公園は、利用者ニーズに対応し、機能をより発揮させるよう、再整備を行います。

■協働による酒匂川の水環境維持

市民団体や企業などと協働による清掃活動の推進を通じ、良質な河川環境の維持と多様な生物との共存や環境に対する普及・啓発に取り組めます。

■メダカの保護

市民団体と協働で、メダカの生息地の環境保全活動を推進します。

■森林の保全・再生活動の普及

森林の保全を支援する各種制度の利用や市民や企業が参加する活動により、継続性のある森林の保全・再生活動を実施していきます。

■農地の保全と耕作放棄地の活用

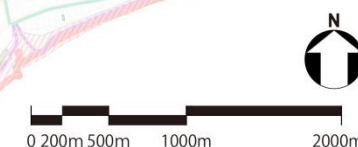
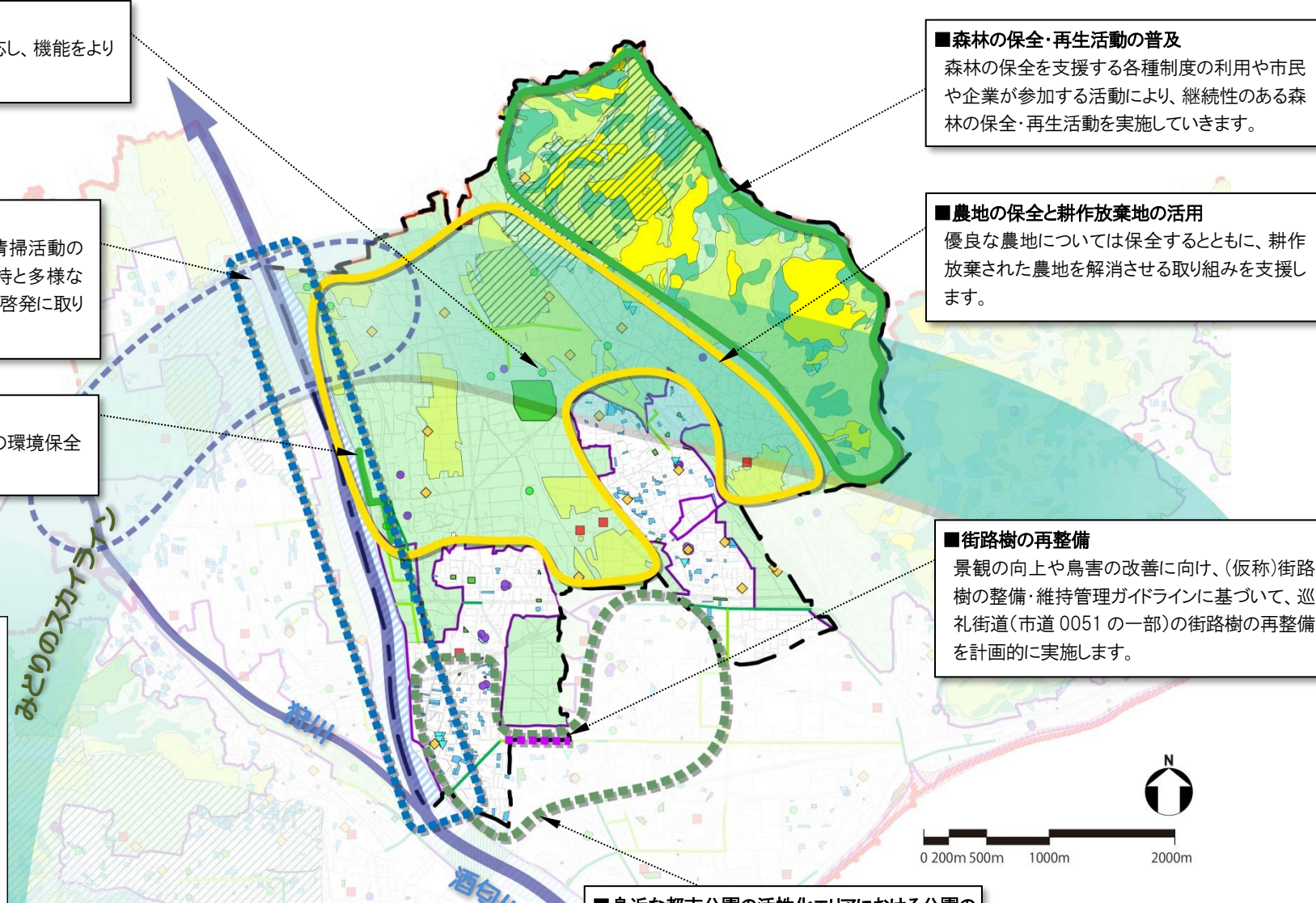
優良な農地については保全するとともに、耕作放棄された農地を解消させる取り組みを支援します。

■街路樹の再整備

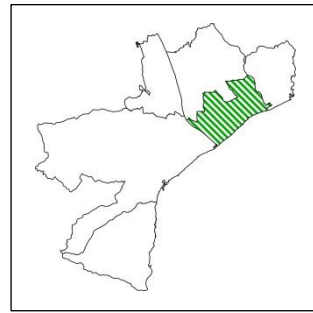
景観の向上や鳥害の改善に向け、(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドラインに基づいて、巡礼街道(市道0051の一部)の街路樹の再整備を計画的に実施します。

■身近な都市公園の活性化エリアにおける公園の確保

都市公園やその代替となる公共的な空間が少ないことから、みどりの空間の需要に対応すべく、生産緑地地区等の活用を視野に入れた都市公園の整備を推進します。



### 3-6. 川東南部地域の主な事業・取り組み（下府中地区、富士見地区、国府津地区、酒匂・小八幡地区）



寶金剛寺境内の庭



中里付近の工場や商業施設外周の緑化

#### ■みどりの概況

- 川東南部地域の東側は、大きな稜線を描く大磯丘陵となっていますが、地域の多くは概ね平坦な土地で、比較的大規模な工場や商業施設が集積し、市街化区域が7割を占めています。
- 酒匂川、森戸川、下菊川、酒匂堰など、河川や水路がバランスよく存在しているのが特徴です。
- 現況調査によると、緑被率は28.9%と市内で最も低く、特に中里地区が10%弱と低い状況にあります。みどりの配置の中心は大磯丘陵をはじめとする樹林地や農地であり、低地部にはまとまったみどりを殆ど見ることができませんが、神社仏閣が立地する古くからの住宅街等では、比較のみどり豊かなまち並みが形成されています。また、生産緑地地区が点在しており、居住地域におけるみどりの空間づくりに寄与しています。
- 昭和20年代後半の早い時期から工場誘致が行われ、中里地区などに企業が進出しました。近年は工場跡地などに大型商業施設等が進出し、その敷地外周を緑化するなど、企業による緑化活動も推進されています。
- みどりに関する施設については、大規模な公園がなく、身近な街区公園も少ないことから、都市公園に代わる機能を有する公共施設緑地を考慮しても、市内で最も整備水準が低い状況となっています。

#### ■みどりの課題

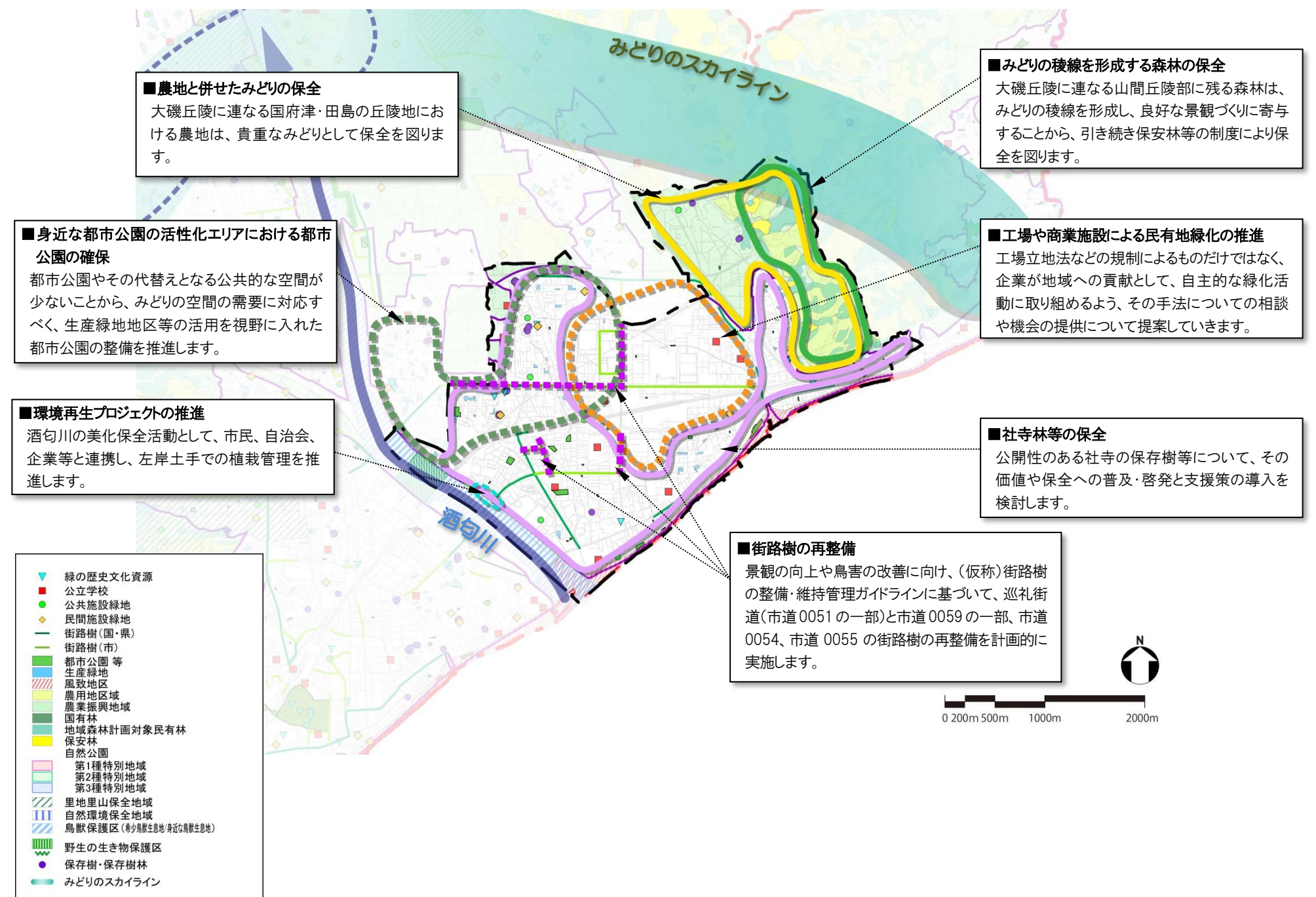
- 市民アンケートでは、「もっと緑があるといい」、「子どもの遊び場が欲しい」、「支障となる街路樹の対策」など、みどりに対する満足度が低い結果となっていることから、工場や商業施設における民有地緑化の推進や街路樹の再整備、身近な都市公園の活性化エリアにおける都市公園の整備などに取り組む必要性があります。

#### ■主なみどりの資源等

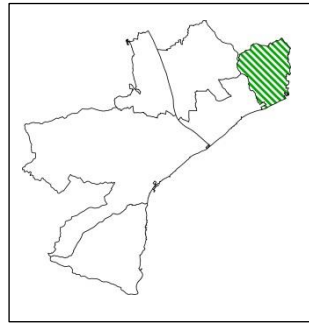
| 種類     | 箇所   | 面積                       | 備考  |
|--------|--|--------------------------|---|
| 都市公園   | 32   | 40,736.9 m <sup>2</sup>  | 街区公園  |
| 公共施設緑地 | 16   | 156,262.9 m <sup>2</sup> | みどりの広場(鴨宮、酒匂大道、小八幡)、小学校校庭(矢作、国府津、富士見、下府中、酒匂)、中学校校庭(鴨宮、国府津、酒匂)、市営住宅内公園(浜)、下水処理場広場(酒匂きらり広場)、農村公園(田島ふれあい広場)、屋外スポーツ施設(酒匂川左岸サイクリング場、鴨宮運動場) |
| 地域制緑地  | 保安林、地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、風致地区、保存樹林、河川区域(酒匂川、森戸川) |                          |   |

#### 主なみどりの資源:

酒匂堰、下菊川、菅原神社、加茂神社、春光院、酒匂神社、小八幡八幡神社、津島神社、田島の横穴古墳、岩瀬邸、等



### 3-7. 橘地域の主な事業・取り組み (前羽地区、橘北地区)



県道 709 号(中井羽根尾)沿いの街路樹



千代の松跡から望む丘陵の農地景観

#### ■みどりの概況

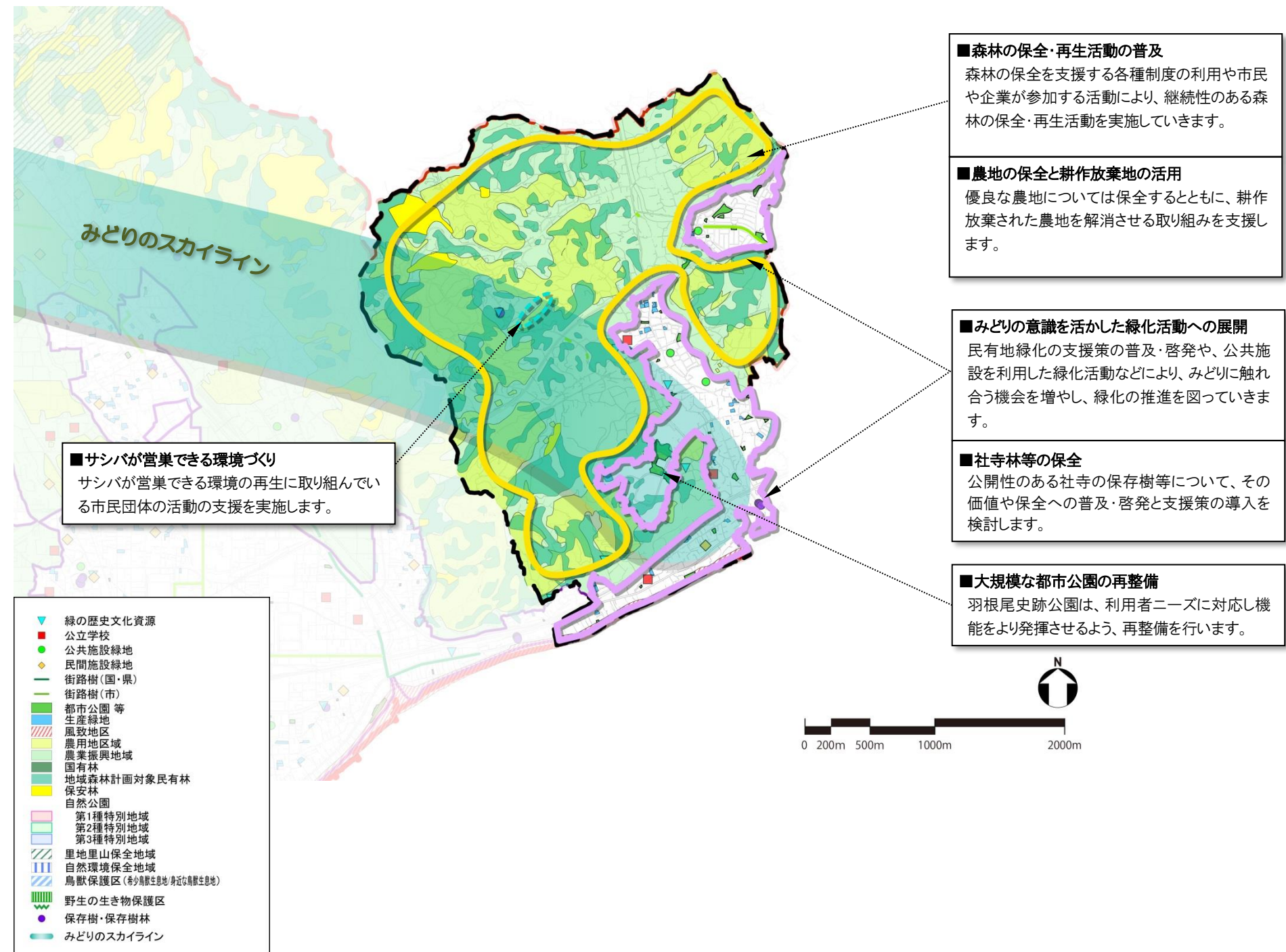
- ・小高い丘陵地に囲まれ、相模湾に面していることから、温暖な気候を活かした柑橘栽培などが盛んで、地域西側には果樹園が広がり、中村川沿いでは水田の存在もあります。市街化調整区域は農用地区域と国有林がモザイク状に入り混じり、一部保安林の指定がされています。その状況から、現況調査による緑被率は61.7%と自然の豊かな地域であることがわかります。農地、樹林地が概ね半々となっています。
- ・大規模な都市公園は羽根尾史跡公園があり、住民一人当たりの都市公園面積は約5㎡/人あり、標準には至らないまでも、開設されている公園の配置に偏りがなく、市内では比較的良好な条件にあります。羽根尾史跡公園には樹林地に包まれた古墳文化を今に伝える貴重な遺跡があり、歴史を学べる公園としての利活用を推進しています。

#### ■みどりの課題

- ・市民アンケートでは、「歴史文化への役割をみどりに期待する」、「住まいのみどりを重視する」、「みどりは豊かだがあまりきれいではない」という意見が多くあったことから、地域の歴史や文化を今に伝える羽根尾史跡公園の再整備や民有地緑化の支援策を活用した住宅地の沿道部などにおける緑化の推進により、身近なみどりの質の向上などが必要とされます。
- ・偏りなく存在する既存の公園においては、老朽化した遊具の計画的な更新や利用者のニーズに合わせた公園のリニューアルなどにより、公園としての魅力を高め、利用の促進を図る必要があります。

#### ■主なみどりの資源等

| 種類  | 箇所   | 面積         | 備考                             |
|---|--|------------|--------------------------------|
| 都市公園  | 25   | 60,048.3 ㎡ | 羽根尾史跡公園、街区公園                   |
| 公共施設緑地  | 4  | 43,572.0 ㎡ | 小学校校庭(前羽、下中)、中学校校庭(橘)、中村原埋立処分場 |
| 地域制緑地   | 保安林、地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、保存樹林、天然記念物(前川近戸神社の社叢)、河川区域(中村川) |            |                                |
| 主なみどりの資源<br>塔台川、羽根尾貝塚(ジオサイト)、沼代桜の馬場、王子神社(杉)、広済寺(カキ) |  |            |                                |





## 4 制度改正に伴う「生産緑地地区」※<sup>1</sup>の記載事項の追加

### 4-1. 都市農地の保全

都市農業の生産基盤である都市農地は、区域区分の都市計画決定後、市街化区域では、課税の軽減措置が講じられるなどして保全されてきました。

平成3年の生産緑地法の改正により、市街化区域内農地については、都市計画において「保全する農地」である生産緑地地区と「宅地化農地」に区分され、本市では、平成4年に生産緑地地区を指定し、市街地における貴重な緑として保全に努めてきました。

平成27年4月に、都市農業の安定的な継続や良好な都市環境の形成に資することを目的とした「都市農業振興基本法」が制定され、平成28年5月に、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について国が定めた都市農業振興基本計画が閣議決定されました。

また、平成29年に都市緑地法が改正され、農地が緑地の一部として明確に位置づけられたことから、都市における農地の計画的な保全を図ることとなり、生産緑地地区に定められた農地が都市における緑地保全施策の対象となりました。

これまで市街化区域内に存する都市農地は、宅地化予定地として見られてきましたが、「都市農業振興基本計画」において、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと転換されました。

この中で、地方公共団体は、政府の基本計画を基本として、その地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（地方計画）を定めるよう努めることとされており、本市においては、都市農地の多様な機能の適正かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、令和3年度策定予定の農業振興計画に位置付ける予定です。

#### ※1 生産緑地地区

都市計画に定めることができる地域地区の一つで、市街化区域内における緑地機能や将来の公共施設予定地などとして、優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するもの。

## 4-2. 生産緑地地区の基本的方針

生産緑地地区の多くは、令和4年に指定から30年が経過するため、今後、いっそう都市農地の減少が懸念されます。

そこで、都市農地を保全するため、平成29年の生産緑地法改正により特定生産緑地制度<sup>※2</sup>が創設され、また、生産緑地地区を定めることができる農地等の面積の下限を、法で一律に定められた「500㎡」から、市町村が地域の実情に応じて条例で「300㎡以上500㎡未満」の範囲で定めることができることになり、さらに、生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置が可能となりました。

本市では、令和2年6月に「小田原市生産緑地地区の区域の規模の特例に関する条例」を制定し、小田原市立地適正化計画<sup>※3</sup>にて定める一般居住区域<sup>※4</sup>の生産緑地地区の面積要件を300㎡以上とし、ゆとりある居住環境を目指し、都市農地と共存した居住環境の形成を図ることとしました。

また、生産緑地に指定してから30年が経過した場合の、市への買取り申出制度についても、公園用地等の確保に有効に利用できるよう検討していきます。

ほかにも、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」<sup>※5</sup>に基づき、意欲ある都市農業者による生産緑地地区の有効活用を図り、農地の適切な保全管理を推進していきます。

### ※2 特定生産緑地制度

生産緑地地区の指定から30年を経過すると、いつでも買取り申出できますが、税制優遇（固定資産税・相続税等）を受けることができなくなります。特定生産緑地制度は、営農継続する意向のある農家が、買取り申出ができる時期を10年延長し、引き続き税制優遇を受けることができる制度。

### ※3 小田原市立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープラン。

### ※4 一般居住区域

居住誘導区域に含まれない市街化区域（工業専用地域等を除く）。

### ※5 都市農地の貸借の円滑化に関する法律

市街化区域内農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組み。

## 5 「グリーンインフラ」に関する記述の追加

### 5-1. グリーンインフラとは

#### (1) グリーンインフラの考え方

グリーンインフラとは、社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものと定義されており、「みどり」が元来持っている多様な機能をインフラとして利用していくことを言います。

これまでの緑の基本計画は、限定的に緑地のあり方を対象としてきましたが、成熟社会の持続可能性が高い都市形成には、災害に対する安全性や生物多様性、都市住民の生活の質（QOL）の向上といった分野がより重要になるため、グリーンインフラによる緑地計画によって、自然環境の持つ多機能性を活かした都市空間を実現していく手段へと役割を拡大することが期待されています。

出典：国土技術政策総合研究所資料「これからの社会を支える都市緑地計画の展望・人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書」を加工して作成

#### (2) グリーンインフラが求められる背景

グリーンインフラが求められる背景としては、気候変動への対応、グローバル社会での都市の発展、人口減少社会での土地利用の変化への対応、既存ストックの維持管理、自然と共生する社会の実現など中長期的な課題への対応が考えられます。

また、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題解決の一つの手法として、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

参考：グリーンインフラ推進戦略（令和元年7月国土交通省）

(3) グリーンインフライメージ図

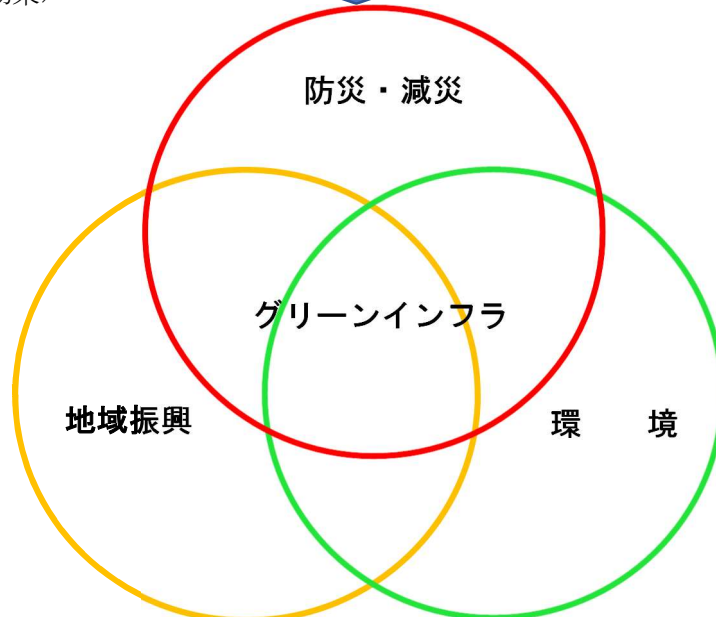
〈社会的課題〉

- 安全・安心で持続可能な国土
  - 国土の適切な管理
  - 生活の質の向上
  - 人口減少・高齢化に対応した持続可能な社会の形成
- 等

〈自然環境が有する機能〉

- 良好な景観形成
  - 生物の生息・生育の場の提供
  - 浸水対策（浸透等）
  - 健康、レクリエーション等文化提供
  - 延焼防止
  - 外力減衰、緩衝
  - 地球温暖化緩和
  - ヒートアイランド対策
- 等

〈多様な効果〉



○防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省資料（平成 29 年）「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～」

## 5-2. グリーンインフラの動向

持続可能な社会の形成の観点から、自然環境を保全・再生するだけでなく、課題解決の一手段として、積極的に自然環境を活用していく必要があります、その際には、自然環境の多面的な機能を使いこなすという視点が重要です。

### (1) 全国の事例

#### ① まちづくりと連携した総合的な治水対策と暑熱緩和

気候変動による激甚化が予想される局地的大雨やヒートアイランド現象への対応には、雨水貯留・浸透施設による内水氾濫対策、緑化による暑熱緩和が有効です。

事例：ア) 民有地・民間建築物・公共空間等の緑化。(道路の緑化、屋上庭園等)

・辰巳の森海浜公園（大規模緑化の事例）（東京都江東区）

#### ② まちづくりにおけるグリーンインフラの取り組み

地域住民による緑地の維持管理や農作業等の体験、ウォーキング等の多様な活動により、都市部における地域コミュニティの形成が図られるとともに、心身の健康維持や健康寿命の延伸・社会保障費の削減に寄与しています。

事例：ア) 地域住民による緑地の管理・体験（市民農園、コミュニティ農園として、地域住民が農作物栽培の体験をしながら緑地を管理）

・みつけイングリッシュガーデン（新潟県見附市）

イ) 低未利用地空間を活用した緑地の創出（住宅地の低未利用空間をコミュニティ農園として整備）

・みんなのうえん北加賀屋（大阪市）

#### ③ 公園緑地における民間活力によるグリーンインフラの推進

グリーンインフラの推進には民間企業と連携し、持続可能な運営を図ることが有効です。公園緑地の整備・維持管理に民間企業の資金・ノウハウを活用する例がみられます。

事例：ア) 民間都市開発において屋上緑化、みどりの広場、遊歩道などを整備

・二子玉川ライズ（東京都世田谷区）

イ) 民間による都心の緑地の整備・維持管理

・大手町の森（東京都千代田区）

### (2) 小田原市におけるグリーンインフラの検討

本市においても、様々な地域課題を解決するため、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を進めていくことは重要であると考えます。

本市の緑の基本計画においても、水源環境の保全・再生（地域水源林整備事業）、農業・農村環境の多面的機能の活用（農業への理解の促進と交流の推進）、民有地緑化の支援（民有地緑化支援制度等の創設）、都市公園における災害への防備（身近な公園（街区公園）における防災機能の確保の支援）、市民・企業の緑化活動の支援（グリーンカーテンの普及・啓発）などはグリーンインフラの取組として位置づけることができます。

今後は、現在抱えている社会的・地域的課題を解決していく一つ的手段として、グリーンインフラの取組を推進していくことは、重要であると考え、次期改訂に向けて検討を進めます。



市の木：クロマツ



市の花：ウメ



市の魚：アジ



市の鳥：コアジサシ



市の魚：メダカ

## 小田原市建設部みどり公園課

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465 (33) 1584 FAX 0465 (33) 1565



小田原市緑の基本計画のロゴマークです。  
本市を形づくる森・里・まち・川・海の  
5つのみどりを守り、創り、育て、未来  
につないでいく決意を込めています。